

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「独立行政法人における不要財産の認定等の状況に関する会計検査の結果について」

平成24年10月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成23年12月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同月8日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成24年10月

会計検査院

目 次

第1	検査の背景及び実施状況	1
1	検査の要請の内容	1
2	独立行政法人制度等の概要	1
	(1) 独立行政法人制度の概要	1
	(2) 不要財産に係る国庫納付等に関する規定	2
	(3) 独立行政法人の保有資産の見直し	3
3	これまでの会計検査の実施状況	4
4	検査の観点、着眼点、対象及び方法	6
	(1) 検査の観点及び着眼点	6
	(2) 検査の対象及び方法	7
第2	検査の結果	9
1	政府出資及び保有資産の状況	9
	(1) 政府出資等の状況	9
	ア 政府出資金、総資産等の推移	9
	イ 政府支出額等の推移	10
	(2) 保有資産の状況	11
	ア 法人が保有する土地及び建物の状況	11
	(ア) 法人が保有する土地及び建物の現況	12
	a 事業用の土地及び建物について	12
	b 宿舎の跡地等について	14
	(イ) 法人が保有する宿舎の入居の状況及び福利厚生施設の稼働状況等	16
	a 宿舎について	17
	b 福利厚生施設について	23
	イ 金融資産の状況	27
	(ア) 現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移	27
	(イ) 現金預金及び政府出資等に係る金融資産の状況	28
	a 現金預金の保有状況	28
	b 政府出資等に係る定期預金の保有状況	30
	c 政府出資等に係る有価証券（債券）の保有状況	31
	d 仕組債等の問題点等について	38

(ウ) 関係会社株式等の保有状況	38
2 不要財産の認定の状況	42
(1) 法人において行った不要財産の認定の状況	42
ア 政府から指摘を受けて行った不要財産の認定の状況	42
イ 法人が独自に行った不要財産の認定の状況	44
(2) 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況	44
ア 実物資産の売却による収入について	44
イ 敷金等の返戻による収入について	48
ウ 清算分配金等による収入について	52
3 不要財産の処分の状況	54
(1) 譲渡収入額の状況	54
(2) 不動産及び動産等の処分の状況	56
ア 不動産及び動産等の処分の概要	56
イ 譲渡の方法	58
(3) 有価証券の処分の状況	61
ア 有価証券の処分の概要	61
イ 譲渡の方法	62
4 国庫納付の状況	65
(1) 国庫納付等の状況	65
ア 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況	65
イ 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額	66
ウ 資産別の民間等出資の払戻額	68
エ 国庫納付等の予定	69
(2) 固定資産売却損等の状況	69
第3 検査の結果に対する所見	74
1 検査の結果の概要	74
2 所見	83
別表	89

事例一覧

[法人が承継した事業用施設が有効に利用されていないもの]	
＜事例1-1＞	14
[法人が承継した建設予定地が有効に利用されていないもの]	
＜事例1-2＞	14
[法人が保有する事業用施設跡地が有効に利用されていないもの]	
＜事例1-3＞	14
[法人が保有する宿舍の跡地が有効に利用されていないもの]	
＜事例1-4＞	16
[法人が承継した宿舍の敷地の一部が有効に利用されていないもの]	
＜事例1-5＞	16
[法人が保有する宿舍において長期にわたり入居者がいない状態となっているもの]	
＜事例1-6＞	19
＜事例1-7＞	20
[法人が保有する宿舍の入居率が50%未満となっているもの]	
＜事例1-8＞	22
[使用を想定していない現金預金が法人設立以降留保されていたもの]	
＜事例1-9＞	28
[主要な事業が終了した業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、速やかに国庫納付することを十分に検討していなかったもの]	
＜事例1-10＞	29
[保有する現金預金の財源を把握するための十分な管理がなされていなかったもの]	
＜事例1-11＞	29
[保有している仕組債及び仕組預金の利率が0%となっているなどしていたもの]	
＜事例1-12＞	34
[事業経費等に資金を直接充当することを予定する勘定において、仕組債を保有しているもの]	
＜事例1-13＞	36
[関係会社株式について、実質価額が取得価額を大幅に超過しているものの、出資先から受取配当金収入を得ていないもの]	
＜事例1-14＞	40

[出資先の会社において余裕資金の一時的な運用のために購入した債券の発行体が債務不履行に陥ったことによる評価損の計上により、関係会社株式の実質価額が減少したもの]	
<事例1-15>	40
[政府から不要資産として指摘を受けた資産の中に仕組債が含まれていて、国庫納付に支障があるもの]	
<事例2-1>	43
<事例2-2>	44
[譲渡収入額等が法人内部に留保されていたもの]	
<事例2-3>	48
[敷金等の返戻金が法人内部に留保されていたもの]	
<事例2-4>	50
<事例2-5>	51
<事例2-6>	51
[仲介業務を含む委託契約について、契約書の作成が適切でなく、仲介業務の対価が不明となっていたもの]	
<事例3-1>	60
[仕組債を譲渡したことに伴い、売却損が生じていたもの]	
<事例3-2>	62
[外貨建債券を譲渡したことに伴い、為替差損が確定し、円貨債の売却により補填していたもの]	
<事例3-3>	62
[有価証券の譲渡に当たり、引き合いを行っていなかったもの]	
<事例3-4>	63
[不要財産である有価証券の譲渡により発生した簿価超過額（売却益相当額）が国庫納付されていなかったもの]	
<事例4-1>	68
[不要財産の譲渡に係る会計処理により、中期目標期間の最終年度の終了後に国庫に納付されない資金が法人内部に留保されていたもの]	
<事例4-2>	71
<事例4-3>	71
<事例4-4>	72
<事例4-5>	72

第1 検査の背景及び実施状況

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成23年12月7日、参議院から、国会法第105条の規定に基づき下記事項について会計検査を行いその結果を報告することを求める要請を受けた。これに対し同月8日検査官会議において、会計検査院法第30条の3の規定により検査を実施してその結果を報告することを決定した。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

全独立行政法人

(二) 検査の内容

独立行政法人における不要財産の認定等に関する次の各事項

- ① 政府出資及び保有資産の状況
- ② 不要財産の認定の状況
- ③ 不要財産の処分の状況
- ④ 国庫納付の状況

2 独立行政法人制度等の概要

(1) 独立行政法人制度の概要

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立される法人である。

政府は、中央省庁等改革の一環として、13年4月に、国が直接行っていた事務・事業を実施させるために57の独立行政法人を設立して、その後、15年10月に、特殊法人等改革に伴い、特殊法人等から移行するなどした31の独立行政法人を設立するなどした結果、その数は、23年度末で102法人となっている。

独立行政法人の運営の基本その他制度の基本となる共通の事項については、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）において定められて

おり、各独立行政法人の目的及び業務の範囲については、各法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）等において定められている。そして、独立行政法人は、通則法第3条において、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要であるとされている。また、同法第29条、第30条及び第35条において、主務大臣は、3年以上5年以下の期間において達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、独立行政法人は、中期目標に基づき、当該目標を達成するための計画を作成するとともに、中期目標の期間（以下「中期目標期間」という。）の終了時において、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方等について検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされている。

なお、独立行政法人の制度及び組織については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月閣議決定）等に基づく見直しが進められている。

(2) 不要財産に係る国庫納付等に関する規定

通則法は22年に改正され、同法第8条第3項の規定により、独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる場合には、当該財産（以下「不要財産」という。）を処分しなければならないこととされている。そして、通則法第46条の2第1項の規定により、不要財産であって政府からの出資又は支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るもの（以下「政府出資等に係る不要財産」という。）については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付する（以下、同項の規定に基づく国庫納付を「現物納付」という。）こととされている。また、通則法第46条の2第2項の規定により、政府出資等に係る不要財産（金銭を除く。）の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する（以下、同項の規定に基づき算定した金額による国庫納付を「譲渡収入の納付」という。）ことができることとされており、この場合において、政府出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、同条第3項の規定により、これを遅滞なく国庫に納付することとされている。さらに、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律

第37号。以下「改正法」という。) 附則第3条 (以下「附則第3条」という。) の規定により、施行日 (22年11月27日) 前に独立行政法人が行った財産の譲渡であって、施行日において通則法第46条の2第1項に規定する政府出資等に係る不要財産 (金銭を除く。) の譲渡に相当するものとして主務大臣が定めるものは、施行日においてされた同条第2項の規定による政府出資等に係る不要財産の譲渡とみなすこととされており、この場合において、同条第2項の規定に基づき算定した金額を国庫に納付することとされている。

そして、不要財産であって、政府以外の者からの出資 (以下「民間等出資」という。) に係るものについては、通則法第46条の3の規定により、民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を払い戻すこととされている。

(3) 独立行政法人の保有資産の見直し

独立行政法人の保有資産については、独立行政法人整理合理化計画 (平成19年12月閣議決定。以下「合理化計画」という。)、 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月閣議決定。以下「基本方針」という。) 等において、その見直しが図られている。

合理化計画では、独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して適切な形で財政貢献を行うこと、売却等対象資産以外の実物資産についてもその保有の必要性について不断に見直しを実施することとされている。また、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うこと、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図ることとされている。

基本方針では、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、当該独立行政法人が保有する必要性等について厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行い、各独立行政法人は、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされている。そして、職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止し、職員宿舍等その他の資産についても、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合等を行うとされている。

3 これまでの会計検査の実施状況

会計検査院は、毎年、独立行政法人の保有資産等の状況について検査を実施して検査報告にその結果を記載している。このうち、独立行政法人が保有する資産について、不要な資産を国庫に返納させる制度の必要性を記載したものは図表0-1のとおりである。

図表0-1 独立行政法人が保有する不要な資産を国庫に返納させる制度の必要性を記載した検査報告掲記事項

検査報告	件名
平成18年度決算 検査報告	<p>意見を表示し又は処置を要求した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人国立印刷局における土地及びその譲渡収入による資金などの保有資産について適正規模を検討するとともに、不要な資産を国庫に返納させるよう適切な制度を整備するよう意見を表示したもの」(財務省) <p>国会及び内閣に対する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」
平成19年度決算 検査報告	<p>意見を表示し又は処置を要求した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人情報通信研究機構通信・放送承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの」(総務省) ・「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構鉱工業承継勘定における産業投資特別会計からの出資金の額を適切な規模にするなどの検討をするよう意見を表示したもの」(経済産業省) <p>国会からの検査要請事項に関する報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人の業務、財務、入札、契約の状況について」 (平成19年6月に参議院議長から検査の要請を受け、20年11月に参議院議長に対して報告した概要を決算検査報告に掲記している。)
平成20年度決算 検査報告	<p>意見を表示し又は処置を要求した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「預託した保証金の利息収入により行うという事業の実施方法を見

	直すとともに保証金を含めた資産の保有規模を適正なものとするよう独立行政法人日本貿易振興機構に検討させ、これにより不要となる資産は国庫に返納させることができることとするよう意見を表示したもの」(経済産業省)
平成21年度決算 検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの」(国土交通省)

また、改正法による改正後の通則法の規定に基づき、独立行政法人に対して不要財産を国庫納付することとなるよう改善の処置を要求したなどのものは図表0-2のとおりである。

図表0-2 不要財産を国庫納付することとなるよう改善の処置を要求したなどの検査報告掲
記事項

検査報告	件名
平成22年度決算 検査報告	意見を表示し又は処置を要求した事項 ・「国から承継した貴金属の売却等に係る額のうち、適正保有量を把握することなどにより算定した貴金属を補充するために必要となる額等を控除した額等を国庫に納付するよう改善の処置を要求したもの」(独立行政法人造幣局) 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項 ・「中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額等の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの」(独立行政法人労働者健康福祉機構) ・「中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法

人内部に留保されている資金について、不要財産として国庫納付することとなるよう改善させたもの」(独立行政法人海洋研究開発機構)
・「中期目標期間の終了に伴う国庫納付ができなかったことにより法人内部に留保されている精算収益化額に相当する額の資金について、国庫納付することとなるよう改善させたもの」(独立行政法人中小企業基盤整備機構)

このほか、会計検査院は、23年12月に独立行政法人国民生活センター理事長に対し、会計検査院法第36条の規定により、今後の事業規模に見合った資金規模を超える資金は、通則法に基づき、政府出資等に係る不要財産として、速やかに国庫に納付するよう改善の処置を要求している（「独立行政法人国民生活センターにおける運営費交付金の国庫納付について」）。

4 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、通則法の改正により不要財産の国庫納付等に係る規定が整備されるとともに、合理化計画、基本方針等により、職員宿舎に係る土地、建物を始めとする多くの土地、建物及び各種の金融資産の国庫返納が求められたことにより、各法人ではこれらの国庫返納が求められた資産を不要財産に認定し、国庫納付を行うなどしている。また、合理化計画、基本方針等では、幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うことが求められていることから、各法人は、不断に保有資産の状態を確認する必要がある。

不要財産の国庫納付に際しては、各法人において多様な資産を譲渡しており、不動産、動産等及び金融資産といった譲渡対象資産の違いによって、譲渡の方法等にもそれぞれ違いが見受けられる。そして、国庫納付の方法には、現物納付及び譲渡収入の納付があり、国庫納付の対象となる資産の種類に応じ、納付方法にも違いが見受けられる。

これらの状況を踏まえて、会計検査院は、独立行政法人における不要財産の認定等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、次の着眼点により検査を実施した。

ア 政府出資及び保有資産の状況

各法人に対する政府出資額及び各法人が保有する資産はどのように推移しているか、保有資産のうち土地及び建物については、未利用又は低利用となっているものはないか、保有資産のうち現金預金、有価証券（投資有価証券を含む。以下同じ。）等の金融資産については、業務に有効に活用されていないものはないか。

イ 不要財産の認定の状況

合理化計画、基本方針等で国庫返納が求められた資産は、その後どのようなになっているか、法人が独自に不要財産として認定した資産にはどのようなものがあるか、法人の保有する資産のうち、不要財産と認められるものはないか。

ウ 不要財産の処分の状況

各法人が不要財産を譲渡している場合、資産ごとの譲渡の方法はどのようなになっているか、譲渡の手続は適切なものとなっているか。

エ 国庫納付の状況

各法人が国庫納付等を行った資産について、その納付額、納付方法等どのようなになっているか、国庫納付に関連する資産売却等の際の会計処理に関連して、法人内部に留保されている資金はないか。

(2) 検査の対象及び方法

検査に当たっては、23年度末現在における全独立行政法人102法人（図表0-3参照）を対象として、合理化計画や基本方針における指摘、過去の会計検査院の検査の結果、独立行政法人における国庫納付の実績等を踏まえ、独立行政法人の保有資産のうち、政府からの出資又は支出に係る（以下「政府出資等に係る」という。）資産であって、検査の必要性が高いと判断した資産を重点的に検査した。そして、原則として、政府出資及び保有資産の状況並びに不要財産の認定の状況については、23年度末時点の状況を検査し、不要財産の処分の状況及び国庫納付の状況については、23年度末までに通則法第46条の2及び第46条の3に基づき国庫納付等が行われた資産の状況を検査することとし、計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき各独立行政法人から会計検査院に提出された財務諸表等のほか、不要財産の認定等について会計検査院が作成及び提出を求めた調書等を在庁して分析するとともに、317.0人日を要して、47法人に対する会計実地検査を行った。

図表0-3 独立行政法人一覧（平成23年度末現在）

主務省	検査対象法人	検査実施状況	主務省	検査対象法人	検査実施状況	
内閣府	独立行政法人国立公文書館		厚生労働省	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター		
	独立行政法人北方領土問題対策協会	○		独立行政法人国立国際医療研究センター		
	独立行政法人国民生活センター			独立行政法人国立成育医療研究センター		
独立行政法人情報通信研究機構	○	独立行政法人国立長寿医療研究センター				
総務省	独立行政法人統計センター		農林水産省	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		
	独立行政法人平和祈念事業特別基金			独立行政法人種苗管理センター	○	
	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構			独立行政法人家畜改良センター		
外務省	独立行政法人国際協力機構	○		独立行政法人水産大学校		
	独立行政法人国際交流基金	○		独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	○	
財務省	独立行政法人酒類総合研究所			独立行政法人農業生物資源研究所		
	独立行政法人造幣局	○		独立行政法人農業環境技術研究所		
	独立行政法人国立印刷局	○		独立行政法人国際農林水産業研究センター		
	独立行政法人日本万国博覧会記念機構			独立行政法人森林総合研究所	○	
文部科学省	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所			経済産業省	独立行政法人水産総合研究センター	○
	独立行政法人大学入試センター				独立行政法人農畜産業振興機構	○
	独立行政法人国立青少年教育振興機構	○			独立行政法人農業者年金基金	○
	独立行政法人国立女性教育会館		独立行政法人農林漁業信用基金			
	独立行政法人国立科学博物館	○	国土交通省		独立行政法人経済産業研究所	
	独立行政法人物質・材料研究機構				独立行政法人工業所有権情報・研修館	
	独立行政法人防災科学技術研究所	○			独立行政法人日本貿易保険	
	独立行政法人放射線医学総合研究所				独立行政法人産業技術総合研究所	
	独立行政法人国立美術館				独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	独立行政法人国立文化財機構				独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○
	独立行政法人教員研修センター				独立行政法人日本貿易振興機構	○
	独立行政法人科学技術振興機構	○			独立行政法人原子力安全基盤機構	
	独立行政法人日本学術振興会			独立行政法人情報処理推進機構	○	
	独立行政法人理化学研究所	○		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	○	
	独立行政法人宇宙航空研究開発機構	○		独立行政法人中小企業基盤整備機構	○	
	独立行政法人日本スポーツ振興センター	○		独立行政法人土木研究所		
	独立行政法人日本芸術文化振興会	○	独立行政法人建築研究所			
	独立行政法人日本学生支援機構	○	独立行政法人交通安全環境研究所	○		
	独立行政法人海洋研究開発機構	○	独立行政法人海上技術安全研究所			
	独立行政法人国立高等専門学校機構	○	独立行政法人港湾空港技術研究所			
	独立行政法人大学評価・学位授与機構		独立行政法人電子航法研究所			
	独立行政法人国立大学財務・経営センター		独立行政法人航海訓練所	○		
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	○	独立行政法人海技教育機構	○		
厚生労働省	独立行政法人国立健康・栄養研究所		独立行政法人航空大学校	○		
	独立行政法人労働安全衛生総合研究所		自動車検査独立行政法人			
	独立行政法人勤労者退職金共済機構		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	○		
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	○	独立行政法人国際観光振興機構	○		
	独立行政法人福祉医療機構	○	独立行政法人水資源機構	○		
	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		独立行政法人自動車事故対策機構	○		
	独立行政法人労働政策研究・研修機構		独立行政法人空港周辺整備機構			
	独立行政法人労働者健康福祉機構	○	独立行政法人海上災害防止センター			
	独立行政法人国立病院機構	○	独立行政法人都市再生機構	○		
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構		独立行政法人奄美群島振興開発基金			
	独立行政法人医薬基盤研究所	○	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構			
	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構		独立行政法人住宅金融支援機構	○		
	年金積立金管理運用独立行政法人	○	環境省	独立行政法人国立環境研究所	○	
独立行政法人国立がん研究センター		独立行政法人環境再生保全機構		○		
独立行政法人国立循環器病研究センター		防衛省	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構			
		計	102法人	47		

注（1） 独立行政法人農林漁業信用基金の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）は財務省及び農林水産省、独立行政法人奄美群島振興開発基金の主務省は財務省及び国土交通省、独立行政法人住宅金融支援機構の主務省は財務省及び国土交通省であるが、便宜上、本表のように記載している。

注（2） 検査実施状況欄の「○」は、平成24年次に会計実地検査を行った法人を示している。

（以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略した。）

第2 検査の結果

1 政府出資及び保有資産の状況

(1) 政府出資等の状況

国は、通則法に基づき、独立行政法人に対して、経営基盤の安定又は事務・事業の的確な遂行を図るために、出資を行ったり、運営費交付金、国庫補助金等を交付したりしている。

通則法第8条では、独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならないとされ、政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができることとされている。

設立時の政府出資金の額は、13年4月に国の機関から移行した独立行政法人では、承継する資産の価額の合計額に相当する金額を政府出資金としている一方、その後、特殊法人から移行するなどした独立行政法人では、承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額を政府出資金とするなどしている。

また、通則法第46条では、政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができることとされており、毎年度、多くの独立行政法人に対して、法人の業務運営の財源に充てるため、運営費交付金、国庫補助金等が交付されている。

ア 政府出資金、総資産等の推移

検査対象とした102法人（19年度から21年度までは96法人。以下同じ。）の19年度から23年度までの間の年度末における政府出資金、地方公共団体等出資金及び総資産の合計額の推移をみると、図表1-1のとおりとなっている。

図表1-1 政府出資金、地方公共団体等出資金及び総資産の推移（平成19年度末～23年度末）
（単位：百万円）

	平成19年度末	20年度末	21年度末	22年度末	23年度末
政府出資金	16,123,626	23,905,070	24,460,039	23,880,718	24,068,952
地方公共団体等出資金	1,300,905	1,351,382	1,402,315	1,453,934	1,510,110
総資産	414,710,715	384,143,763	369,986,765	340,488,898	324,459,409
政府出資金/総資産	3.88%	6.22%	6.61%	7.01%	7.41%
地方公共団体等出資金/総資産	0.31%	0.35%	0.37%	0.42%	0.46%

（注）平成22、23両年度における法人別内訳は、巻末別表1参照

政府出資金についてみると、23年度末で102法人のうち96法人において計上されており、その額は計24兆0689億円となっていて、19年度末の計16兆1236億円と比較し

て7兆9453億円増加している。また、地方公共団体等出資金についてみると、23年度末で計1兆5101億円となっていて、19年度末の計1兆3009億円と比較して2092億円増加している。一方、総資産については、23年度末の合計で324兆4594億円となっていて、19年度末の合計414兆7107億円と比較して90兆2513億円と大幅に減少している。

なお、総資産額が多額に上っている主な法人としては年金積立金管理運用（23年度末の総資産額113兆6119億円）及び郵便貯金・簡易生命保険管理機構（23年度末の総資産額51兆7394億円）がある。年金積立金管理運用の資産の主なものは金銭等の信託113兆6111億円、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の主なものは預金35兆1391億円及び貸付金15兆8368億円であり、いずれも政府出資等に係る資産ではない。

そして、19年度末に比べて23年度末に政府出資金が減少した法人は34法人となっていて、全法人（19年度末現在の96法人。以下同じ。）の35%を占めており、増加した法人は14法人となっていて、全法人の14%を占めている。総資産が減少した法人は62法人となっていて、全法人の64%を占めており、増加した法人は34法人となっていて、全法人の35%を占めている。

政府出資金が19年度末から20年度末にかけて増加したのは、主に国際協力機構が旧国際協力銀行の海外経済協力部門と統合し、7兆3908億円増加したことによるものである。また、総資産が19年度末から23年度末にかけて減少したのは、主に郵便貯金・簡易生命保険管理機構が保有する資産が82兆8173億円減少したことによるものである。これは、同機構が日本郵政公社から承継した特別貯金が払い戻されるなどしたことが大きな要因となっている。

また、政府出資金が21年度末から23年度末にかけて24兆4600億円から24兆0689億円へと減少している要因は、22年の通則法の改正による不要財産の国庫納付に伴い政府出資金9353億円が減少したことなどが挙げられる。

イ 政府支出額等の推移

検査対象とした102法人の19年度から23年度までの政府支出額等（運営費交付金、施設整備費補助金及びその他の国庫補助金等）の合計額の推移をみると、図表1-2のとおりとなっている。

図表1-2 政府支出額等の推移（平成19年度～23年度）（単位：百万円）

科目	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
運営費交付金	1,573,511	1,561,537	1,602,565	1,536,739	1,540,729
施設整備費補助金	103,768	100,289	123,988	138,763	92,850
その他の国庫補助金等	1,212,631	1,173,512	2,006,902	1,582,023	1,697,379
計	2,889,912	2,835,339	3,733,456	3,257,526	3,330,960

政府支出額等は、図表1-2のとおり、23年度で計3兆3309億円となっていて、19年度の計2兆8899億円に比較して4410億円増加している。21年度以降にその他の国庫補助金等が増加しているのは、住宅金融支援機構が行う証券化支援事業（フラット35）の低金利融資に係る費用について、政府出資金の運用益を充てる方法から、補助金により毎年度所要額を措置する方法に改められたことが大きな要因となっている。

また、19年度に比べて23年度に上記の政府支出額等が減少した法人は56法人、増加した法人は32法人となっている。

(2) 保有資産の状況

前記のとおり、独立行政法人は、通則法第8条第1項において、「その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなくてはならない」とされている。また、通則法第8条第2項において、「政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる」とされている。これらに基づき、各法人は、土地、建物等の固定資産、あるいは現金預金、有価証券、貸付金等の金融資産を保有している。その状況を全102法人についてみると以下のとおりとなっている。なお、金融資産については、過去の検査結果や不要財産の国庫納付の実績等を踏まえて、現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金・保証金（以下「敷金等」という。）を記載している。

ア 法人が保有する土地及び建物の状況

図表1-3のとおり、102法人のうち100法人が、土地又は建物を保有しており、23年度末における価額は、全体で土地計21兆2211億円、建物計5兆9084億円、合計27兆1296億円となっており、同年度末における102法人の総資産額324兆4594億円の8.36%（土地又は建物を保有する100法人の総資産額324兆3974億円の8.36%）となっていた。

図表1-3 法人が保有する土地及び建物の価額等（平成23年度末）（単位：百万円）

		平成23年度末
土地	保有する法人数	85法人
	価額（a）	21,221,163
建物	保有する法人数	100法人
	価額（b）	5,908,475
土地、建物の合計	保有する法人数	100法人
	価額（c）=（a）+（b）	27,129,639
総資産額（d）		324,459,409
	土地又は建物を保有する法人の総資産額（e）	324,397,445
土地、建物の合計 価額が占める割合	総資産額に対する割合（%）（c）／（d）×100	8.36%
	土地又は建物を保有する法人の総資産額に対する割合（%）（c）／（e）×100	8.36%

これらの土地及び建物には、法人がその目的とする事業を実施するために保有しているもののほか、法人の役員や職員に使用させるための宿舍及び宿泊施設、体育施設等（以下「福利厚生施設」という。）の用に供するために保有しているものもある。

今回、法人が保有する土地及び建物の現況及び利用状況を確認するに当たり、宿舍については政府等で見直しの議論がなされていることなどから、事業用の土地及び建物（販売用の資産を除く。）に加えて、宿舍に係る土地及び建物が適切に処分又は有効に利用されているかなどについてその現況を検査した。なお、土地については、建物を取り壊した跡地や新たに施設を建設する予定で承継するなどした土地（以下「跡地等」という。）を含めて検査した。また、福利厚生施設については、稼働状況等を検査した。

（ア）法人が保有する土地及び建物の現況

法人が保有する資産のうち、政府出資等に係る不要財産が国庫納付の対象となることから、今回、独立行政法人の保有資産の状況に係る検査の一環として、政府出資等に係る土地及び建物の現況について、法人別にみたところ、以下のとおりとなっていた。

a 事業用の土地及び建物について

図表1-4のとおり、23年度末において、法人が保有する事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が9法人において見受けられた。

図表1-4 事業用の土地及び建物が有効に利用されていないもの（平成23年度末）

法人名	所在地	面積 (㎡)		帳簿価額(千円)	期間
		建物	土地		
国際協力機構	東京都千代田区 <事例1-1>参照	建物	2,763.43	78,544	平成21年～
		土地	352.83	1,869,127	
国立青少年教育振興機構	広島県江田島市 <事例1-2>参照	土地	968.62	48,720	18年～
高齢・障害・求職者雇用支援機構	千葉市	土地	5,276.00	648,204	16年～
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園	群馬県高崎市	土地	2,235.77	37,717	22年～
労働者健康福祉機構	北海道美唄市	土地	5,825.00	55,255	21年～
	和歌山県和歌山市	土地	1,236.00	15,759	21年～
	北九州市	土地	946.54	45,782	16年～
国立病院機構	茨城県土浦市	建物	2,056.20	0	17年～
	茨城県土浦市	土地	4,651.71	102,315	
	茨城県土浦市	土地	2,000.00	43,990	16年～
	茨城県土浦市	土地	1,509.00	33,190	16年～
	茨城県那珂郡東海村	建物	418.72	0	16年～
		土地	2,717.68	14,076	
	茨城県那珂郡東海村	土地	864.00	4,475	16年～
	栃木県宇都宮市	建物	279.33	0	16年～
		土地	3,676.25	86,023	
	栃木県宇都宮市	土地	7,000.00	163,799	16年～
	千葉市	建物	1,373.55	0	17年～
		土地	5,087.60	54,428	
	東京都清瀬市	建物	6,005.92	0	20年～
		土地	24,749.89	1,554,348	
	東京都清瀬市	土地	812.16	37,196	16年～
	東京都武蔵村山市	建物	572.00	27	16年～
		土地	3,377.08	225,348	
	長野県長野市 <事例1-3 (1) >参照	建物	3,199.24	0	16年～
		土地	5,193.00	130,318	
	石川県加賀市	土地	300.00	3,086	16年～
	浜松市	建物	2,235.28	0	21年～
		土地	9,017.04	131,648	
	浜松市	建物	195.00	0	17年～
		土地	2,462.08	35,946	
	浜松市 <事例1-3 (2) >参照	土地	9,469.56	138,254	16年～
	滋賀県甲賀市	土地	600.00	10,778	16年～
	兵庫県三田市	建物	4,531.44	0	21年～
		土地	30,572.88	1,381,895	
	兵庫県三田市	建物	9,012.89	0	21年～
		土地	14,977.90	677,009	
	兵庫県三田市	建物	65.96	0	20年～
		土地	406.20	18,360	
	兵庫県三田市	建物	9.20	0	20年～
土地		56.65	2,560		
広島県東広島市	建物	1,987.93	0	20年～	
	土地	2,395.39	83,007		
山口県柳井市	土地	11,000.00	131,999	16年～	
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	土地	3,000.00	46,081	16年～	
宮崎県宮崎市	建物	2,242.57	0	16年～	
	土地	8,289.04	77,917		
宮崎県宮崎市	土地	6,000.00	56,400	16年～	
農業・食品産業技術総合研究機構	札幌市	土地	2,605,558.00	2,501,335	18年～
森林総合研究所	福島県福島市	土地	287.33	9,197	20年～
水資源機構	千葉県東金市	土地	1,300.02	110,110	17年～
	愛知県犬山市	土地	2,384.80	51	16年～
計 (9法人)		建物	36,948.66	78,571	
		土地	2,786,556.02	10,585,719	

- 注 (1) 建物面積は、延べ面積を記載している。
- 注 (2) 期間欄は、有効に利用されていない期間を記載しているが、法人発足前から有効に利用されていない場合には、法人発足時期を記載している。ただし、高齢・障害・求職者雇用支援機構の土地は、平成23年10月に解散した雇用・能力開発機構が保有していたものであり、雇用・能力開発機構が発足した16年としている。

上記の事業用の土地及び建物が有効に利用されていない事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1-1>

国際協力機構は、平成20年10月に国際協力銀行の一部である海外経済協力部門と統合した際に、東京都千代田区に所在する15階建てのビルのうち7階、8階、9階等を事務室等（専有面積4,037.10㎡）として承継した。そして、同機構は、23年10月から8階の一部等（1,273.67㎡）を研修室、会議室等として利用しているものの、当該部分を除いた部分（2,763.43㎡、これに係る土地面積352.83㎡、建物及び土地に係る帳簿価額19億4767万余円）については、事務用品、調度品、資料等を置いた状態のままで、事務室等としての利用を21年9月及び22年5月に段階的に中止して有効に利用していない。

<事例1-2>

国立青少年教育振興機構（平成18年4月設立）は、平成13年4月に同機構の前身の国立青年の家が設立された際に、広島県江田島市（16年10月以前は安芸郡江田島町）に所在する国立江田島青年の家（18年4月以降は国立江田島青少年交流の家）の職員宿舎の北側に面した土地（面積968.62㎡、帳簿価額4872万円）を国から承継した。この土地は、国が5年に江田島市から土地の交換により庁舎用地として取得していたものを「野外活動センター（仮称）」の建設予定地として保有していたものである。そして、この建設予定地は、江田島青年の家の利用者のために、古鷹山登山の際の休憩所やサイクリング等の際の中継施設を整備するとして、13年4月から18年3月までの間は国立青年の家が、18年4月以降は同機構が管理している。しかし、この土地は、5年の取得時から更地となっており、同機構は、18年4月の法人設立時から施設等を整備することなく管理しており、有効に利用していない。

<事例1-3>

国立病院機構は、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、全国144か所の病院等において、医療の提供、技術者の研修等の業務を行っている。このうち、

(1) 長野県長野市にある東長野病院は、14年4月に附属の看護学校を閉校した後、教室等（延べ面積3,199.24㎡、土地面積5,193.00㎡、建物及び土地に係る帳簿価額1億3031万余円）を有効に利用していない。

(2) 浜松市の天竜病院は、結核病棟の閉鎖により、平成13年に建物を取り壊して更地としたものの、施設を整備することなく更地のまま保有して有効に利用していない（土地面積9,469.56㎡、帳簿価額1億3825万余円）。

b 宿舎の跡地等について

図表1-5のとおり、23年度末において、法人が保有する宿舎の跡地等が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が7法人において見受けられた。

図表1-5 宿舍の跡地等が有効に利用されていないもの（平成23年度末）

法人名	所在地	土地面積 (㎡)	帳簿価額(千円)	期間
国立印刷局	東京都北区	722.44	147,000	平成15年～
国立高等専門学校機構 ＜事例1-4＞参照	北海道函館市	1,037.00	45,493	16年～
	北海道苫小牧市	4,492.10	34,113	23年～
	青森県八戸市	5,889.43	162,495	23年～
	秋田県秋田市	161.00	5,634	16年～
	福島県いわき市	747.77	22,499	23年～
	福島県いわき市	1,510.87	82,948	21年～
	福島県いわき市	480.69	26,799	23年～
	栃木県小山市	1,944.00	13,547	16年～
	新潟県長岡市	276.36	14,999	22年～
	富山県富山市	290.00	14,346	21年～
	石川県河北郡津幡町	3,274.06	196,224	16年～
	静岡県沼津市	288.19	30,799	23年～
	三重県鈴鹿市	1,631.58	42,197	16年～
	香川県高松市	7,606.00	237,231	22年～
	福岡県久留米市	220.00	17,682	16年～
	福岡県大牟田市	2,400.54	44,169	22年～
	福岡県大牟田市	657.00	13,337	16年～
	福岡県大牟田市	284.39	17,631	22年～
	福岡県大牟田市	292.76	16,686	22年～
	熊本県荒尾市	116.00	2,099	23年～
長崎県佐世保市	1,452.24	68,782	22年～	
宮崎県都城市	439.36	9,868	21年～	
鹿児島県霧島市	1,559.88	56,615	21年～	
沖縄県名護市	927.00	24,027	16年～	
日本原子力研究開発機構	茨城県那珂郡東海村	2,600.00	56,550	17年～
	茨城県那珂郡東海村	3,300.00	36,286	17年～
	茨城県那珂郡東海村	2,100.00	63,730	17年～
	茨城県東茨城郡大洗町	20,800.00	310,003	19年～
	茨城県水戸市	4,000.00	125,756	17年～
労働者健康福祉機構	北海道釧路市	941.00	27,577	16年～
	秋田県大館市	788.80	7,454	16年～
	福島県いわき市	3,699.00	92,106	16年～
	堺市 ＜事例1-5＞参照	3,677.70	420,889	16年～
国立病院機構	名古屋市	1,261.22	44,142	20年～
	名古屋市	1,680.87	58,830	20年～
	広島県東広島市	5,000.00	174,999	16年～
	広島県東広島市	3,000.00	104,999	16年～
	宮崎県児湯郡川南町	2,516.08	23,651	16年～
森林総合研究所	茨城県取手市	785.50	31,225	20年～
	奈良県奈良市	94.04	4,463	20年～
水資源機構	群馬県沼田市	1,229.92	14,814	15年～
	千葉県香取市	810.00	6,052	15年～
	千葉県香取市	1,772.35	12,654	15年～
	佐賀県三養基郡みやき町	691.35	23,534	15年～
計 (7法人)		99,448.49	2,986,952	

(注) 期間欄は、有効に利用されていない期間を記載しているが、法人発足前から有効に利用されていない場合には、法人発足時期を記載している。

宿舍の跡地等が有効に利用されていない事態を事例として示すと次のとおりである。

<事例1-4>

国立高等専門学校機構は、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的として、全国51か所に国立高等専門学校を設置している。このうち、函館工業高等専門学校ほか17高等専門学校において、老朽化等のために宿舍等を取り壊して更地としたもの（土地面積計37,978.22㎡、帳簿価額計12億0023万余円）があり、当該更地について、売却等の処分をしたり施設等を整備したりすることなく、更地のまま保有して有効に利用していない。

<事例1-5>

労働者健康福祉機構大阪労災病院は、同機構の前身である労働福祉事業団が昭和41年に購入した堺市に所在する同病院の榎元町宿舍の敷地の一部3,677.70㎡（帳簿価額4億2088万余円）を承継している。しかし、同機構は、当該土地が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」に当たるため、売却等の処分をしたり、宿舍等を整備したりすることなく、同機構が発足した平成16年4月以降も更地のまま保有して有効に利用していない。

これら有効に利用されていない事業用の土地及び建物並びに宿舍の跡地等については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、各法人において、その取扱いを検討し、具体的な利用の計画がないなど将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行うべきであると認められる。

また、上記の有効に利用されていない事業用の土地及び建物並びに宿舍の跡地等の中には、利用されている敷地内の一部が有効に利用されていないものが含まれている。一方、法人によっては、事業所等の敷地内に所在する運動場や駐車場の一部について、今までの利用状況の確認や今後の利用予測等を行い、当該部分について今後の利用見込みがないと判断して、当該一部について現物納付や譲渡収入の納付を行っている事例が見受けられた。

したがって、土地の全体でなく、その一部が有効に利用されていない場合であっても、当該部分の保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付、譲渡収入の納付等を検討する必要がある。

(イ) 法人が保有する宿舍の入居の状況及び福利厚生施設の稼働状況等

合理化計画、基本方針等において、不要資産として国庫返納を行うなどとされ

た資産の中には、各法人が保有する宿舎、保養所、運動場等が多く含まれている。また、23年度に国家公務員宿舎について削減計画が取りまとめられ、更なる削減努力を行うこととなったことも踏まえ、24年4月に政府の行政改革実行本部は、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」を決定して、独立行政法人の宿舎についても、改めてその必要性を厳しく見直す必要があるとしている。

このような状況を踏まえ、法人が保有する資産の中で、政府出資等に係る宿舎については入居の状況等を分析し、福利厚生施設については稼働状況等を分析することにした。

a 宿舎について

宿舎の入居の状況についてみたところ、23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舎が、図表1-6のとおり、11法人において727戸あった。これらの宿舎の23年度末の帳簿価額は、土地計53億円、建物計4億円、合計58億円となっている。

図表1-6 1年以上にわたり入居者がいない宿舎の状況（平成23年度末）

法人名	宿舎形態	戸数	面積（㎡）		帳簿価額(千円)	
			建物	土地		
国際協力機構	戸建型	1	建物	81.63	4,384	
			土地	1,891.91	7,834	
国際交流基金	区分所有型	1	建物	72.22	3,853	
			土地	35.71	12,300	
日本学生支援機構	集合住宅型	28	建物	1,303.38	0	
			土地	3,208.87	286,400	
	区分所有型 <事例1-6>参照	8	建物	555.76	10,493	
			土地	459.76	31,906	
	計	36	建物	1,859.14	10,493	
土地	3,668.63	318,306				
国立高等専門学校機構	戸建型	65	建物	3,957.85	1,820	
日本原子力研究開発機構 <事例1-7>参照	集合住宅型	41	建物	2,540.17	61,986	
			土地	15,042.99	511,070	
	戸建型	8	建物	1,009.32	27,292	
			土地	-	-	
	計	49	建物	3,549.49	89,279	
土地	15,042.99	511,070				
高齢・障害・求職者雇用支援機構	集合住宅型	20	建物	849.92	1,927	
			土地	1,477.68	118,228	
	戸建型	19	建物	1,525.44	11,359	
			土地	4,114.24	187,105	
	計	39	建物	2,375.36	13,286	
土地	5,591.92	305,334				
福祉医療機構	戸建型	2	建物	261.85	58,378	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	集合住宅型	72	建物	3,443.30	0	
			土地	16,675.92	281,322	
労働者健康福祉機構	集合住宅型	61	建物	4,457.08	26,358	
			土地	9,994.08	384,421	
	戸建型	15	建物	1,759.31	23,196	
			土地	4,645.72	163,699	
	計	76	建物	6,216.39	49,555	
土地	14,639.80	548,121				
国立病院機構 <事例1-8>参照	集合住宅型	247	建物	9,535.82	86,443	
			土地	29,808.21	1,119,326	
	戸建型	91	建物	5,978.13	22,156	
			土地	48,074.03	1,068,380	
	計	338	建物	15,513.95	108,600	
土地	77,882.24	2,187,707				
水資源機構	集合住宅型	34	建物	1,566.48	67,860	
			土地	8,596.18	220,100	
	戸建型	14	建物	952.26	70,629	
			土地	4,826.86	218,330	
	計	48	建物	2,518.74	138,490	
土地	13,423.04	438,430				
計（11法人）	7法人	集合住宅型	503	建物	23,696.15	244,577
				土地	84,803.93	2,920,870
	8法人	戸建型	215	建物	15,525.79	219,218
				土地	80,488.66	2,404,407
	2法人	区分所有型	9	建物	627.98	14,347
				土地	495.47	44,206
	計	727	建物	39,849.92	478,142	
土地	165,788.06	5,369,484				

注（1） 建物面積は、延べ面積を記載している。

注（2） 施設別内訳は、巻末別表2参照

また、入居者がいない宿舎を形態別にみると、図表1-7のとおり、集合住宅型宿舎は7法人において503戸、戸建型宿舎は8法人において215戸、マンションの一室等の区分所有型宿舎は2法人において9戸となっており、各形態別の入居者がいない宿舎が、入居者がいない宿舎全体に占める割合（戸数ベース）は、集

合住宅型で69.1%、戸建型で29.5%、区分所有型で1.2%となっている。

図表1-7 一年以上にわたり入居者がいない宿舎の形態別の状況（平成23年度末）

法人名	集合住宅型		戸建型		区分所有型		計 戸数
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	
国際協力機構	-	-	1	100	-	-	1
国際交流基金	-	-	-	-	1	100	1
日本学生支援機構	28	77.7	-	-	8	22.2	36
国立高等専門学校機構	-	-	65	100	-	-	65
日本原子力研究開発機構	41	83.6	8	16.3	-	-	49
高齢・障害・求職者雇用支援機構	20	51.2	19	48.7	-	-	39
福祉医療機構	-	-	2	100	-	-	2
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	72	100	-	-	-	-	72
労働者健康福祉機構	61	80.2	15	19.7	-	-	76
国立病院機構	247	73.0	91	26.9	-	-	338
水資源機構	34	70.8	14	29.1	-	-	48
計（11法人）	503	69.1	215	29.5	9	1.2	727

そして、入居者がいない727戸について、入居者がいない期間別に分類したところ、図表1-8のとおり、2年以上3年未満のものが210戸（28.8%）と最も多くなっており、次いで5年以上のものが209戸（28.7%）となっている。

図表1-8 入居者がいない宿舎の期間別の状況（平成23年度末）

法人名	1年以上2年未満		2年以上3年未満		3年以上4年未満		4年以上5年未満		5年以上		計 戸数
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	
国際協力機構	-	-	1	100	-	-	-	-	-	-	1
国際交流基金	-	-	1	100	-	-	-	-	-	-	1
日本学生支援機構	-	-	-	-	1	2.7	3	8.3	32	88.8	36
国立高等専門学校機構	20	30.7	12	18.4	11	16.9	6	9.2	16	24.6	65
日本原子力研究開発機構	-	-	7	14.2	14	28.5	-	-	28	57.1	49
高齢・障害・求職者雇用支援機構	17	43.5	6	15.3	-	-	2	5.1	14	35.8	39
福祉医療機構	2	100	-	-	-	-	-	-	-	-	2
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	72	100	-	-	-	-	-	-	72
労働者健康福祉機構	14	18.4	19	25.0	2	2.6	10	13.1	31	40.7	76
国立病院機構	99	29.2	87	25.7	39	11.5	39	11.5	74	21.8	338
水資源機構	8	16.6	5	10.4	17	35.4	4	8.3	14	29.1	48
計（11法人）	160	22.0	210	28.8	84	11.5	64	8.8	209	28.7	727

長期にわたり入居者がいない状態となっている宿舎について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1-6>

日本学生支援機構が保有する宿舎のうち、名古屋市に所在する区分所有型の宿舎である田代宿舎（4戸、建物面積計289.12㎡、帳簿価額計735万余円、土地面積計211.64㎡、帳簿価額計1700万余円）及び大阪府枚方市に所在する区分所有型宿舎であるさつき丘宿舎（4戸、建物面積計266.64㎡、帳簿価額計314万余円、土地面積計248.12㎡、帳簿価額計1489万余円）は、老朽化等により、田代宿舎4戸のうちの3戸は平成16年4月の同機構設立以降、残り1戸は18年1月以降、さつき丘宿舎4戸のうちの2戸は20年4月以降、残り2戸はそれぞれ20年2月及び6月以降、いずれも入居者がいない状態となっていた。また、入居者がいない期間に係る宿舎管理費や修繕積立金等は、田代宿舎分計1047万余円、さつき丘宿舎分計389万余円、合計1436万余

円となっていた。

<事例1-7>

日本原子力研究開発機構は、原子力に関する基礎的研究等を行うことを目的としている。そのため、職員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって法人の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的として、緊急時対応等の観点から事業用地の近隣等に宿舎を設置している。

これらの宿舎の入居状況をみると、老朽化等のため、同機構が保有する宿舎3,479戸のうち、1年以上にわたり入居者がいない状態で売却等の処分の決定がなされていない宿舎は49戸となっており、これらに係る平成23年度末の帳簿価額は、土地計5億1107万余円、建物計8927万余円、合計6億0035万余円となっている。このうち、5年間以上の長期にわたり入居者がいない宿舎は28戸あり、入居者がいない宿舎の戸数全体に占める割合は57.1%（これらに係る23年度末の帳簿価額は、土地計3億0656万余円、建物計7298万余円、合計3億7954万余円）となっている。

1年以上にわたり入居者がいない宿舎以外にも、法人が保有する宿舎の利用状況をみると、23年度末の保有戸数に対する入居戸数の割合（以下「入居率」という。）が50%未満であり、かつ、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率も50%未満となっている宿舎（23年4月から24年3月までの期間を通じて入居者がいない宿舎を除く。）が、図表1-9のとおり、15法人において2,295戸あった。これらの宿舎の23年度末の帳簿価額は、土地計140億円、建物計34億円、合計175億円となっている。

図表1-9 平成23年4月から24年3月までの入居率が50%未満(同期間を通じて入居者がいないものを除く。)となっている宿舎

法人名	宿舎形態	戸数	面積 (㎡)		帳簿価額(千円)	
			建物	土地		
国際協力機構	集合住宅型	26	建物	1,663.97	86,797	
			土地	6,435.60	396,190	
国際交流基金	区分所有型	2	建物	147.49	8,321	
			土地	77.21	18,348	
造幣局	集合住宅型	24	建物	1,393.56	46,387	
			土地	4,201.72	193,426	
国立印刷局	集合住宅型	210	建物	10,062.26	285,684	
			土地	19,608.29	3,122,180	
理化学研究所	集合住宅型	6	建物	144.67	44	
			土地	296.35	13,658	
国立高等専門学校機構	集合住宅型	30	建物	1,868.44	11,899	
			土地	5,340.06	120,688	
	戸建型	12	建物	709.66	0	
			土地	3,101.59	129,022	
	計	42	建物	2,578.10	11,899	
土地	8,441.65	249,710				
日本原子力研究開発機構	集合住宅型	285	建物	15,913.85	785,660	
			土地	59,678.85	1,877,212	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	集合住宅型	110	建物	7,007.11	93,769	
			土地	12,590.79	992,560	
	戸建型	6	建物	369.19	1,040	
			土地	908.41	33,088	
	計	116	建物	7,376.30	94,810	
土地	13,499.20	1,025,649				
福祉医療機構	戸建型	1	建物	70.28	321	
			土地	111.13	21,500	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	集合住宅型	14	建物	1,031.20	28,187	
			土地	4,308.46	72,683	
労働者健康福祉機構	集合住宅型	374	建物	17,854.09	492,244	
			土地	23,541.09	751,390	
国立病院機構 <事例1-8>参照	集合住宅型	1,000	建物	30,987.05	871,360	
			土地	98,440.59	4,021,505	
	戸建型	2	建物	111.59	538	
			土地	16,231.30	575,731	
	計	1,002	建物	31,098.64	871,898	
土地	114,671.89	4,597,236				
国立国際医療研究センター	集合住宅型	78	建物	3,206.02	12,411	
			土地	1,174.40	124,694	
日本貿易振興機構	集合住宅型	24	建物	1,656.08	24,632	
			土地	1,457.05	243,000	
水資源機構	集合住宅型	89	建物	5,049.70	710,594	
			土地	17,443.06	1,310,320	
	戸建型	2	建物	154.46	9,424	
			土地	683.11	18,806	
	計	91	建物	5,204.16	720,018	
土地	18,126.17	1,329,127				
計 (15法人)	13法人	集合住宅型	2,270	建物	97,838.00	3,449,674
				土地	254,516.31	13,239,511
	5法人	戸建型	23	建物	1,415.18	11,324
				土地	21,035.54	778,148
	1法人	区分所有型	2	建物	147.49	8,321
				土地	77.21	18,348
	計	2,295	建物	99,400.67	3,469,321	
土地	275,629.06	14,036,008				

注 (1) 建物面積は、延べ面積を記載している。
注 (2) 施設別内訳は、巻末別表3参照
注 (3) 宿舎の規模別内訳は、巻末別表4参照

これらの入居率が50%未満の宿舎について、その入居率の状況をみると、図表1-10のとおり、30%以上40%未満のものが全体の28.1%と最も多くなっている。

図表1-10 平成23年4月から24年3月までの入居率が50%未満（同期間を通じて入居者がいないものを除く。）となっている宿舎の入居率別の内訳

法人名	10%未満		10%以上20%未満		20%以上30%未満		30%以上40%未満		40%以上50%未満		計 戸数
	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	戸数	割合 (%)	
国際協力機構	-	-	-	-	8	30.7	18	69.2	-	-	26
国際交流基金	-	-	-	-	-	-	1	50.0	1	50.0	2
造幣局	-	-	-	-	-	-	-	-	24	100	24
国立印刷局	-	-	-	-	18	8.5	148	70.4	44	20.9	210
理化学研究所	-	-	-	-	-	-	6	100	-	-	6
国立高等専門学校機構	9	21.4	13	30.9	5	11.9	10	23.8	5	11.9	42
日本原子力研究開発機構	66	23.1	32	11.2	56	19.6	69	24.2	62	21.7	285
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3	2.5	9	7.7	5	4.3	87	75.0	12	10.3	116
福祉医療機構	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100	1
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	-	-	-	-	14	100	-	-	14
労働者健康福祉機構	-	-	67	17.9	16	4.2	97	25.9	194	51.8	374
国立病院機構	105	10.4	233	23.2	367	36.6	172	17.1	125	12.4	1,002
国立国際医療研究センター	-	-	6	7.6	72	92.3	-	-	-	-	78
日本貿易振興機構	-	-	-	-	16	66.6	-	-	8	33.3	24
水資源機構	11	12.0	30	32.9	5	5.4	24	26.3	21	23.0	91
計 (15法人)	194	8.4	390	16.9	568	24.7	646	28.1	497	21.6	2,295

宿舎の入居率が50%未満となっているなどの事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例1-8>

国立病院機構は、全国の病院等に勤務する職員等の職務の能率的な遂行を確保するなどのため、職員等宿舎を設置している。

これらの宿舎の入居状況をみると、老朽化等のため入居を希望する者がいないことなどにより、平成23年度末で入居者がいない宿舎は338戸（これらに係る23年度末の帳簿価額は、土地計21億8770万余円、建物計1億0860万円、合計22億9630万余円）となっている。また、これらを除く入居率50%未満となっている宿舎は1,002戸（同、土地計45億9723万余円、建物計8億7189万余円、合計54億6913万余円）となっている。

入居者がいない宿舎及び入居率が低い宿舎については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、各法人において、それらの廃止や集約等その取扱いを検討し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行うべきであると認められる。

なお、入居者がいない宿舎等の中には、事業所の敷地内にある宿舎もあり、敷地外の宿舎に比べると、そのような宿舎を不要財産として現物納付したり、

譲渡収入の納付を行ったりすることは容易ではない。しかし、事業所の敷地内の宿舎についても、その保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付、譲渡収入の納付等を事業用の土地及び建物並びに宿舎の跡地等と同様に検討する必要がある。

b 福利厚生施設について

福利厚生施設の保有状況についてみると、図表1-11のとおり、23年度末において、検査対象の102法人のうち22法人が福利厚生施設を保有していた。施設の種類別にみると、主に職員が業務に伴う出張等で使用する宿泊施設を保有する法人が2法人で10施設（帳簿価額、土地計2億円、建物計1億円、合計3億円）、主に職員の健康増進等のためテニスコート等の体育施設を保有する法人が20法人で172施設（同、土地計218億円、建物計25億円、合計244億円）、主に職員が集会所として利用する会合施設を保有する法人が6法人で26施設（同、土地計27億円、建物計2億円、合計30億円）となっている。

図表1-11 法人別の福利厚生施設の保有状況（平成23年度末）

法人名	宿泊施設			体育施設			会合施設		
	施設数	面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)	施設数	面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)	施設数	面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)
酒類総合研究所	-	建物	-	1	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	648.00		30,781	土地
造幣局	1	建物	1,302.94	14	建物	22,290.45	1,103,852	建物	349.92
		土地	394.60		土地	28,668.67		3,688,825	土地
国立印刷局	-	建物	-	25	建物	12,294.50	560,455	建物	3,936.69
	-	土地	-		土地	65,513.78		4,963,999	土地
物質・材料研究機構	-	建物	-	5	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	28,801.00		2,693,759	土地
防災科学技術研究所	-	建物	-	2	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	7,853.66		475,146	土地
放射線医学総合研究所	-	建物	-	1	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	1,463.30		96,244	土地
理化学研究所	-	建物	-	6	建物	1,481.39	138,923	建物	86.20
	-	土地	-		土地	30,979.24		880,122	土地
宇宙航空研究開発機構	-	建物	-	4	建物	823.77	38,319	建物	-
	-	土地	-		土地	25,953.34		346,241	土地
海洋研究開発機構	-	建物	-	4	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	8,866.00		687,377	土地
国立高等専門学校機構	9	建物	2,323.82	-	建物	-	-	建物	340.00
		土地	5,638.32		土地	-		-	土地
日本原子力研究開発機構	-	建物	-	43	建物	13,480.31	521,666	建物	2,351.39
	-	土地	-		土地	175,657.29		2,137,225	土地
労働安全衛生総合研究所	-	建物	-	2	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	2,418.00		195,857	土地
家畜改良センター	-	建物	-	5	建物	565.66	119,000	建物	-
	-	土地	-		土地	159,362.57		144,028	土地
農業・食品産業技術総合研究機構	-	建物	-	33	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	99,306.19		1,565,891	土地
農業生物資源研究所	-	建物	-	3	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	8,506.00		329,185	土地
農業環境技術研究所	-	建物	-	2	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	8,430.00		372,125	土地
国際農林水産業研究センター	-	建物	-	1	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	1,258.00		57,204	土地
森林総合研究所	-	建物	-	6	建物	630.00	127	建物	-
	-	土地	-		土地	15,212.08		518,213	土地
水産総合研究センター	-	建物	-	4	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	3,232.00		232,995	土地
産業技術総合研究所	-	建物	-	10	建物	2,046.78	113,437	建物	-
	-	土地	-		土地	47,085.78		2,343,460	土地
自動車事故対策機構	-	建物	-	1	建物	-	-	建物	-
	-	土地	-		土地	1,475.00		119,854	土地
国立環境研究所	-	建物	-	-	建物	-	-	建物	2,471.00
	-	土地	-		土地	-		-	土地
計 (22法人)	10	建物	3,626.76	172	建物	53,612.86	2,595,782	建物	9,535.20
		土地	6,032.92		土地	720,689.90		21,878,541	土地

(注) 建物面積は、延べ面積を記載している。

これらの法人が保有する福利厚生施設のうち宿泊施設の23年度の稼働状況（年間宿泊可能人日数に対する実際の利用人日数（以下「稼働率」という。））についてみると、図表1-12のとおり、2法人の10施設は、いずれも稼働率が40%を下回っていた。

図表1-12 法人が保有する福利厚生施設のうち、宿泊施設の稼働率が40%を下回っているもの（平成23年度）

法人名	所在地	面積 (㎡)		帳簿価格(千円)	客室数	稼働率 (%)
		建物	土地			
造幣局	大阪市	建物	1,302.94	28,391	4	18.1
		土地	394.60	65,958		
国立高等専門学校機構	群馬県前橋市	建物	94.38	0	4	0.2
		土地	683.62	19,004		
	富山県富山市	建物	229.79	2,268	4	1.6
		土地	1,009.68	20,420		
	富山県射水市	建物	74.00	20,408	2	23.5
		土地	269.00	4,982		
	石川県河北郡津幡町	建物	204.85	6,000	4	2.2
		土地	370.41	22,200		
	三重県鳥羽市	建物	666.77	45,143	4	32.1
		土地	257.61	48,372		
	三重県鳥羽市	建物	115.20	5,782	5	9.2
		土地	79.20	14,871		
	山口県大島郡周防大島町	建物	193.20	4,642	7	15.2
		土地	256.00	3,839		
	愛媛県新居浜市	建物	151.28	7,858	3	3.5
		土地	685.00	28,906		
	愛媛県越智郡上島町	建物	594.35	21,300	8	10.5
		土地	2,027.80	20,316		
計 (2法人)		建物	3,626.76	141,794	45	
		土地	6,032.92	248,872		

(注) 建物面積は、延べ面積を記載している。

また、法人の中には福利厚生施設として、テニスコート、運動場、体育館、弓道場等の体育施設及び談話や集会のための会合施設を保有している法人がある。これらの施設は、ほとんどが事業所又は宿舎と同一敷地内に設置されているものである(法人が保有する体育施設及び会合施設の設置状況については巻末別表5参照)。

これらの施設の管理状況についてみると、法人において利用状況を確認することとしていないなどのため、利用状況の確認ができないとする施設が、図表1-13のとおり、12法人において57施設見受けられた。

図表1-13 体育施設及び会合施設の利用の把握状況

法人名	体育施設						会合施設		計	
	テニスコート	利用状況を把握していない施設数	運動場・体育館	利用状況を把握していない施設数	その他	利用状況を把握していない施設数	会合施設	利用状況を把握していない施設数	計	利用状況を把握していない施設数
酒類総合研究所	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
造幣局	3	-	6	-	5	-	1	-	15	-
国立印刷局	5	1	10	-	10	6	11	2	36	9
物質・材料研究機構	3	3	2	2	-	-	-	-	5	5
防災科学技術研究所	1	1	1	1	-	-	-	-	2	2
放射線医学総合研究所	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
理化学研究所	3	1	2	-	1	1	1	-	7	2
宇宙航空研究開発機構	2	-	2	1	-	-	-	-	4	1
海洋研究開発機構	2	-	2	-	-	-	-	-	4	-
国立高等専門学校機構	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
日本原子力研究開発機構	16	7	18	7	9	5	10	1	53	20
労働安全衛生総合研究所	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-
家畜改良センター	2	1	3	1	-	-	-	-	5	2
農業・食品産業技術総合研究機構	23	-	9	-	1	-	-	-	33	-
農業生物資源研究所	2	2	1	1	-	-	-	-	3	3
農業環境技術研究所	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-
国際農林水産業研究センター	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
森林総合研究所	4	-	2	-	-	-	-	-	6	-
水産総合研究センター	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-
産業技術総合研究所	7	7	3	2	-	-	-	-	10	9
自動車事故対策機構	1	1	-	-	-	-	-	-	1	1
国立環境研究所	-	-	-	-	-	-	2	2	2	2
計 (22法人)	83	25	63	15	26	12	26	5	198	57

また、法人が保有する福利厚生施設の中には、自法人で利用するよりも自法人以外の者に多く利用されている場合が見受けられた。そこで、保有する体育施設及び会合施設の全部又は一部について、利用状況が確認できた16法人についてみると、図表1-14のとおり、自法人以外の者の利用が50%を超えている施設が、7法人において19施設見受けられた。

図表1-14 体育施設及び会合施設のうち、自法人以外の者の利用が50%を超えているもの

法人名	体育施設						会合施設		計	
	テニスコート	自法人以外の者の利用が50%超の施設数	運動場・体育館	自法人以外の者の利用が50%超の施設数	その他	自法人以外の者の利用が50%超の施設数	会合施設	自法人以外の者の利用が50%超の施設数	計	自法人以外の者の利用が50%超の施設数
造幣局	3	1	6	3	5	-	1	1	15	5
国立印刷局	5	-	10	1	10	-	11	-	36	1
理化学研究所	3	1	2	1	1	-	1	-	7	2
日本原子力研究開発機構	16	1	18	4	9	-	10	1	53	6
労働安全衛生総合研究所	1	1	1	-	-	-	-	-	2	1
家畜改良センター	2	-	3	1	-	-	-	-	5	1
農業・食品産業技術総合研究機構	23	-	9	2	1	1	-	-	33	3
計 (7法人)	53	4	49	12	26	1	23	2	151	19

体育施設及び会合施設については、利用状況の確認ができないとする法人が見受けられたが、基本方針を踏まえると、これらの施設を保有する場合は、その必要性を厳しく検証することなどが求められていると考えられることから、利用状況を把握するなど不断の見直しのための体制を整備する必要がある。そして、これにより得られた稼働率、自法人以外の者の利用状況等も踏まえ、福利厚生施設の保有の必要性を検討する必要がある。

イ 金融資産の状況

(ア) 現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移

法人が保有する金融資産のうち、過去の検査結果や不要財産の国庫納付の実績等を踏まえ、現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等に着目して、19年度から23年度までの間の年度末における金額の推移を示すと、図表1-15のとおりである。

図表1-15 現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移（平成19年度～23年度）

（単位：百万円）

項目		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
現金預金	金額	111,786,782	79,250,653	66,447,177	48,950,779	38,262,948
	法人数	96	96	96	102	102
	総資産に占める割合(%)	26.95	20.63	17.95	14.37	11.79
有価証券	金額	12,916,717	12,350,195	13,324,522	13,595,149	12,568,966
	法人数	45	46	49	50	49
	総資産に占める割合(%)	3.11	3.21	3.60	3.99	3.87
関係会社株式	金額	141,845	284,118	262,556	295,372	320,832
	法人数	9	10	9	9	9
	総資産に占める割合(%)	0.03	0.07	0.07	0.08	0.09
敷金等	金額	44,344	47,069	37,458	32,857	39,106
	法人数	51	52	55	53	52
	総資産に占める割合(%)	0.01	0.01	0.01	0.00	0.01
総資産		414,701,715	384,143,763	369,986,765	340,488,899	324,459,409

（注） 貸借対照表上の長期性預金は現金預金に、投資有価証券は有価証券にそれぞれ含めている。

現金預金については、全ての法人が保有しており、23年度末における金額は38兆2629億円で、総資産に占める割合は11.79%となっている。金額では総額で減少傾向にあるが、郵便貯金・簡易生命保険管理機構が保有する現金預金の減少が主たる要因であり、当該要因を除くとほぼ横ばいとなっている。

有価証券については、23年度末で49法人が保有しており、同年度末における金額は12兆5689億円で、総資産に占める割合は3.87%となっている。その金額は、13兆円前後で推移している。

関係会社株式については、23年度末で9法人が保有しており、同年度末における金額は3208億円で、総資産に占める割合は0.09%となっている。19年度から20年度にかけての主な増加要因は、国際協力機構が旧国際協力銀行の海外経済協力部門と統合したことである。

敷金等については、23年度末で52法人が保有しており、同年度末における金額は391億円である。総資産に占める割合は0.01%となっており、総資産に占める割合は僅少なものとなっている。

なお、独立行政法人が保有する資産の運用に関しては、一部の法人においては

個別法で規定されているが、多くの法人においては通則法第47条の定めるところによっている。通則法第47条では、独立行政法人が業務上の余裕金を運用する方法として、同条第1号で「国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得」、同条第2号で「銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金」、同条第3号で「信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託」とそれぞれ明記されており、独立行政法人は、これらによる場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならないとされている。

(イ) 現金預金及び政府出資等に係る金融資産の状況

a 現金預金の保有状況

現金預金の年度末における保有状況を検査したところ、使用を想定していない現金預金が独立行政法人設立以降23年度末まで留保されていた事態が以下のとおり見受けられた。

<事例1-9>

北方領土問題対策協会は、平成15年10月に特殊法人であった北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）の権利及び義務を承継して設立された際に、旧協会の同年9月30日現在の貸借対照表において、負債の内訳科目である退職給与引当金に見合う資産として保有していた現金預金1773万余円及び資本剰余金の内訳科目である国庫補助金に見合う資産として保有していた現金預金196万余円の計1969万余円について、独立行政法人北方領土問題対策協会資産評価委員会の決定等に基づき、同年10月1日現在の同協会の開始貸借対照表において、政府出資金見合いの現金預金として一般業務勘定で承継していた。

そして、同協会は、この設立時より保有していた政府出資金見合いの現金預金計1969万余円に、同協会設立後の18年7月に一般業務勘定で返戻を受けた政府出資金見合いの敷金等14万円を加えた合計1983万余円については、政府出資に係る現金預金として、他の現金預金とは区別して管理していた。

しかし、同協会は、政府出資金見合いとして承継するなどしたこの資金を、同協会が行う事務・事業に使用することを想定しておらず、同協会内部に預金等として留保していた。

なお、同協会は、会計検査院の検査を踏まえて、当該資金について不要財産に該当するかどうかを検討した結果、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付することとした。

また、主要な事業が終了した業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、当該事業終了後も継続して保有し、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとって速やかに国庫納付することを十分に検討していなかった結果、今中期目標期間の終了する年度まで留保されることが見込まれる状況となっていた事態

が以下のとおり見受けられた。

<事例1-10>

中小企業基盤整備機構は、繊維産業構造改善事業協会等をその前身とする中小企業総合事業団等の権利及び義務を承継して、平成16年7月に設立された。同機構は、第2期中期目標期間（21年度から25年度まで）の期首に、同中期目標期間における繊維関連業務（情報調査等業務及び債務保証業務）に要する費用の財源に充てるために、同事業団から承継した資金のうち13億8098万余円を経済産業大臣の承認を受けて繰り越して、繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金として計上しており、23年度末における同積立金の額は8億7260万余円となっていた。

そして、情報調査等業務については22年5月末に終了し、また、債務保証業務については保証残高が23年1月に0円となり、それ以降は当該債務保証から生じた求償権の管理業務のみを行っていた。

しかし、同機構は、主要な事業が終了した繊維関連業務に係る前中期目標期間繰越積立金について、通則法の改正の趣旨及び基本方針等にとりあって速やかに国庫納付することを十分に検討していなかった。その結果、前記の資金の大部分が第2期中期目標期間の終了する25年度末まで同機構内部に留保されることが見込まれる状況となっていた。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、経済産業省と協議するなどして、23年度末における上記の前中期目標期間繰越積立金の額から第2期中期目標期間中に支出が見込まれる求償権の管理業務に要する費用の額1560万円を控除した額に相当する資金8億5700万余円を不要財産として認定し、国庫納付した。

さらに、法人が保有している23年度末の現金預金について、年度末で計上される未払金や運営費交付金債務等の負債項目及び積立金等の資本項目との対応関係をみたところ、年度末で保有している現金預金の具体的な用途（未払金の支払、中期目標期間終了時の積立金の国庫納付等）が定まっているものがある一方で、具体的な用途が定まっていないものが見受けられた。そこで、具体的な用途が定まっていないこの現金預金について、その財源（政府出資金、運営費交付金等）をみたところ、全て明らかにしていた法人や明らかにしていなかったものの法人内における現金預金の管理状況を基に会計実地検査時まで明らかにした法人が見受けられた。一方で、現金預金の財源を把握するための十分な管理がなされていなかったことから、会計実地検査時に財源を明らかにできず、財源の把握に時間を要していた法人が以下のとおり見受けられた。

<事例1-11>

自動車事故対策機構について、平成24年3月に会計実地検査を実施するなどして検査したところ、同機構が保有する現金預金のうち、その財源を明らかにできずに不明となっていたものがあり、その額は、23年度末で2億5191万余円となっていた。

財源が明らかにできない状況下では、財源の性質に応じて通常想定される用途が判明しな

いことから、当該現金預金はその財源の性質に応じた用途を決めることが困難であると考えられる。また、現金預金の必要額を検討の上、不要額を不要財産として処分しようとしても、当該現金預金が通則法第46条の2第1項の規定による国庫納付の前提となる政府出資等に係る現金預金であるかどうか不明であるため、通則法に基づく不要財産としての国庫納付を行うことは困難となる。これらのことから、保有する現金預金の財源を必要に応じて明らかにできるように管理を行う必要があるが、同機構は、管理を十分に行っていなかったため、財源不明の現金預金があることを認識しておらず、その結果、当該現金預金は、用途が検討されないまま、同機構内部に留保されている状況となっていた。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、保有する現金預金の全てについて調査を実施し、その結果、23年度末に保有していた現金預金のうち2億2583万余円の財源が政府出資金であることを確認するなどして、全ての財源を明らかにした。

b 政府出資等に係る定期預金の保有状況

政府出資等に係る定期預金を保有している法人数は、23年度末で28法人となっていて、その額は計7303億円となっている。これらの定期預金について、23年度末から満期日までの期間別の金額を示すと図表1-16のとおりであり、満期日までの残存期間が1年以内の定期預金が全体の約92%を占めており、大部分が余裕金の一時的な運用のための保有となっている。

一方、独立行政法人の評価の期間的な単位となる中期目標期間の上限である5年を超える定期預金を保有している法人が4法人（重複を除く。）あり、特に当該中期目標期間を大幅に超える、満期まで約25年となる定期預金を保有している法人が1法人見受けられた。

図表1-16 定期預金の残存期間別保有状況（平成23年度末）（単位：百万円）

金額・法人数	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超	計
金額	675,322	42,069	1,700	10,100	1,200	730,392
法人数	24	6	3	1	1	28

注（1） 複数の残存期間の預金を保有している法人があるため、法人数の計は、各期間ごとの法人数を集計したものと一致しない。

注（2） 法人別内訳は、巻末別表6参照

残存期間が5年超の定期預金について更にみたところ、デリバティブ（金融派生商品）が組み込まれた預金を保有している法人が見受けられた。これらの法人の中には、為替相場やT I B O R（Tokyo Inter-Bank Offered Rate。東京の銀行間取引金利）といった指標により利率が変動したり、銀行が満期日前に払い戻す権利（中途解約権）を有していたりする預金（以下「仕組預金」という。）を保有している法人が見受けられた。この仕組預金は、主に以下のような特性も有している金融商品である。

- ・払込み、利払い及び払戻しが日本円で行われ、預入期間が約10年から約30年と長期に及ぶ。
- ・利払日における利率が、固定のものがある一方、変動のものもある。
- ・利率の上限（キャップ）及び下限（フロアー）が定められているものもある。
- ・法人側から満期日前に解約することが困難であり、仮に解約できた場合でも、預入金額（投資元本）を払戻額が下回るリスクを有している。

23年度末で、政府出資等に係る仕組預金を保有している法人は、図表1-17のとおり3法人となっており、同年度末の保有口数の合計は9口、貸借対照表価額は計123億円となっている。

図表1-17 仕組預金の保有状況（平成23年度末）

法人名	口数	貸借対照表価額 (百万円)	預入時期	保有目的
日本芸術文化振興会	7	11,300	平成16年10月～ 24年3月	利息収入を助成事業及び公演事業の事業費に充てるため
医薬基盤研究所	1	500	24年3月	利息収入を承継勘定における管理業務の経費に充てるため
農業・食品産業技術総合研究機構	1	500	23年12月	利息収入を民間研究促進業務勘定における経費に充てるため
計	9	12,300		

c 政府出資等に係る有価証券（債券）の保有状況

政府出資等に係る債券を保有している法人数は、23年度末で30法人となっていて、その額は計1兆7611億円となっている。これらの債券について、種類別、残存償還期間別の保有状況を示すと図表1-18のとおりである。

図表1-18 政府出資等に係る債券の種類別及び残存償還期間別保有状況（平成23年度末）
(単位：百万円)

種類・法人数	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超	計
国債	73,133	124,102	59,590	342,616	7,198	606,641
地方債	11,718	95,158	124,737	66,229	697	298,541
政府保証債	8,278	51,573	44,690	4,080	-	108,622
その他主務大臣の指定する有価証券	93,063	345,127	227,983	47,311	33,833	747,319
うち外国債券	-	4,923	2,511	9,930	33,233	50,600
うち外国債券以外	93,063	340,204	225,471	37,380	600	696,719
計	186,193	615,962	457,001	460,238	41,729	1,761,125
法人数	24	25	17	13	9	30

注(1) 複数の残存償還期間の債券を保有している法人があるため、法人数の計は、各期間ごとの法人数を集計したものと一致しない。

注(2) 法人別内訳は、巻末別表7参照

上記の債券は、通則法第47条に基づく主務大臣の指定する有価証券として保有するものが7473億円と最も多額となっており、その内容は主に社債となっている。

また、独立行政法人の評価の期間的な単位となる中期目標期間の上限である

5年を大幅に超えて、償還までに20年を超える債券を保有している法人が9法人見受けられた。なお、当該債券の中には、独立行政法人に移行する前の中期目標期間の定めがない特殊法人当時に購入されたものが含まれている。

債券の保有状況を更にみたところ、デリバティブ（金融派生商品）が組み込まれた債券を保有している法人が見受けられ、これらの法人が保有する債券を分析したところ、主に外国債券で為替相場の変動に応じて債券の利率が変化する条件で発行された債券（以下「仕組債」という。）を保有している法人が見受けられた。23年度末で、政府出資等に係る仕組債を保有している法人の状況は、図表1-19のとおり6法人で計36銘柄、23年度末貸借対照表価額は計431億円となっている。これらの仕組債は、主に外国債券であり、通貨による分類では、払込み、利払い及び償還が日本円で行われる円建外債に分類されている。

図表1-19 仕組債の保有状況（平成23年度末）

法人名	銘柄数	貸借対照表価額 (百万円)	取得時期	保有目的
日本スポーツ振興センター	12	9,075	平成17年9月～23年11月	利息収入をスポーツ振興基金の助成事業費に充てるため
日本芸術文化振興会	15	19,232	14年1月～23年7月	利息収入を助成事業及び公演事業の事業費に充てるため
農業・食品産業技術総合研究機構	3	4,800	14年10月～16年1月	利息収入を民間研究促進業務及び農業機械化促進業務における経費に充てるため
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	5,000	15年4月	利息収入を基盤技術促進勘定における経費に充てるため
情報処理推進機構	1	872	18年3月	プログラム開発業務に充当するまでの運用のため
環境再生保全機構	4	4,200	14年6月～16年9月	利息収入を健康被害予防事業の事業費に充てるため
計	36	43,179		

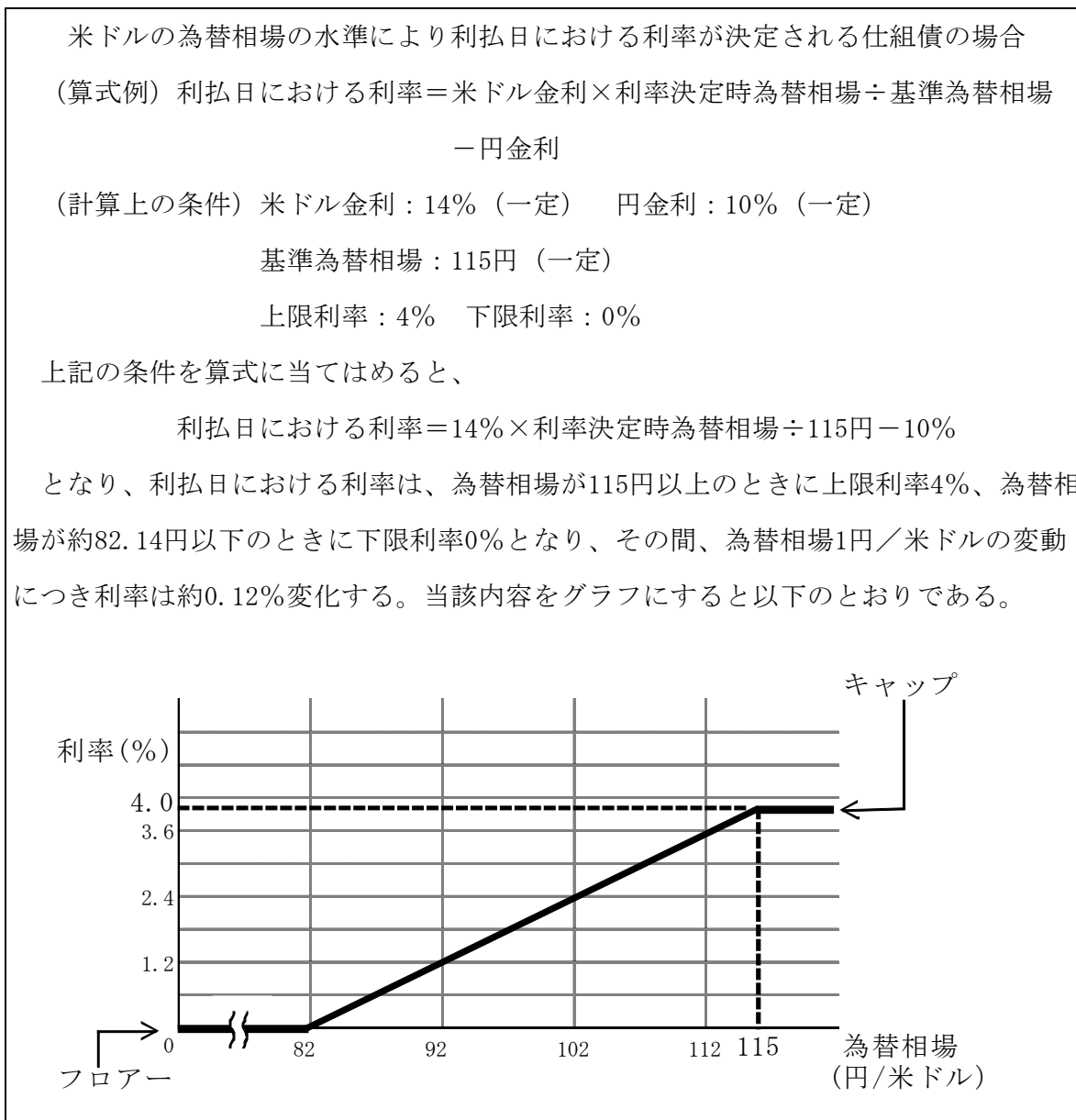
(注) 上記債券の中には、独立行政法人に移行する前の中期目標期間の定めがない特殊法人当時に購入されたものが含まれている。

仕組債を保有する6法人のうち、情報処理推進機構を除く5法人は、債券から得られる利息収入を事業の原資に充てる目的で保有している。

これらの仕組債の利払日における利率は、一定の日における為替相場の水準による一定の算式（図表1-20参照）に基づいて決定されるが、上限（キャップ）及び下限（フロアー）が定められているものもある。このため、上限利率及び下限利率の範囲では、為替相場の変動により利払日の利率が変動するリスクを有しており、仕組債の保有期間を通じて安定した利息収入を得られるとは限らない。また、一定水準を超えて円高になった場合には、利率が0%となり利息収入を全く得ることができなくなる一方で、円安になった場合でも上限利率

を超える利息収入を得ることができないというリスクも有している。なお、仕組債の発行後、半年から3年程度は、利率が上限（キャップ）又はそれに近い水準で固定される期間が設けられている。

図表1-20 一定の日における為替相場的水準による一定の算式例



(注) 上記の算式例は、法人が保有している仕組債に実際に適用されている算式ではなく、モデルとして例示したものである。

そこで、仕組債の23年度末における適用利率の状況についてみたところ、仕組債が有する為替水準の変動による利率変動リスクが顕在化したために、利率が0%となっていて、利息を全く受け取れなくなっている仕組債が見受けられ、その状況は、図表1-21のとおり3法人で計9銘柄、貸借対照表価額は計164億円と

なっている。

図表1-21 利息を全く受け取れなくなっている仕組債（平成23年度末）（単位：百万円）

法人名	銘柄名	利率決定の 基準となる 通貨	銘柄数	貸借対照表 価額
日本芸術文化振興会	25年ニュー・サウス・ウェールズ財務公社	米ドル	1	2,000
	30年ドイツ復興金融公庫		3	3,000
	30年バーデンヴェルテンベルク州立開発銀行		1	1,000
	30年欧州投資銀行		1	2,000
農業・食品産業技術総合研究機構	第24回国際復興開発銀行	米ドル	1	1,500
	第5回国際金融公社		1	1,900
新エネルギー・産業技術総合開発機構	第25回国際復興開発銀行米ドル・円金利差額型変動利付円貨債券	米ドル	1	5,000
計			9	16,400

また、23年度末で適用利率が1%以下となっている仕組債が、図表1-22のとおり、4法人で計8銘柄、貸借対照表価額は計112億円となっている。

図表1-22 適用利率が1%以下となっている仕組債（平成23年度末）（単位：百万円）

法人名	銘柄名	利率決定の 基準となる 通貨	利率	貸借対照表 価額
日本スポーツ振興センター	ドイツ復興金融公庫	米ドル	0.357%	500
	国際復興開発銀行	米ドル	0.973%	1,259
日本芸術文化振興会	30年ドイツ復興金融公庫	米ドル	0.100%	1,000
	30年欧州投資銀行	米ドル	0.179%	965
	30年国際金融公社（IFC）	ユーロ	0.277%	1,000
	25年国際金融公社（IFC）	米ドル	0.420%	3,000
農業・食品産業技術総合研究機構	第6回国際金融公社円貨債券	米ドル	0.838%	1,400
環境再生保全機構	アジア開発銀行	米ドル	0.964%	2,100
計				11,224

前記のとおり、仕組債を保有している6法人のうち、情報処理推進機構を除く5法人では、事業を行う財源として債券の運用による利息収入を得ることを目的として仕組債を保有しているが、その中に利息収入を得られない又はほとんど得られない状況になっている銘柄が見受けられた。同様に、前記図表1-17に示す仕組預金も米ドルの為替相場の影響を受けており、利率が0%となっているものはないが、0.001%と低くなっているものが見受けられた。

保有している仕組債及び仕組預金（以下「仕組債等」という。）の利率が0%となっているなどの事態について、事例を示すと以下のとおりである。

<事例1-12>

日本芸術文化振興会は、政府出資金541億円等を原資として形成した基金（以下「芸術文化振興基金」という。）から得られる運用益を財源に、広く我が国の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行っている。また、政府出資金108億円を原資として得られる運用益、運営費交付金及び自己収入を財源に、我が国古来の伝統的な芸能の保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の振興及び普及を図ることなどを目的とした事業を行っている。

同振興会は、平成23年度末において、政府出資等に係る運用資産として、債券639億円（金額は額面。以下、本事例において同様）及び長期性預金113億円を保有している。そして、そ

の運用資産の一部として、利息の受取額が主に為替相場により変動する条件となっている仕組債193億円（15銘柄）及び仕組預金108億円（6口）を保有しているほか、利率が固定で繰上償還条項が組み込まれていない外国債券10億円（1銘柄）及び利率が固定で繰上償還条項が組み込まれた仕組預金を5億円（1口）保有している。

このうち、利息の受取額が変動する仕組債等は、主に利払日の数営業日前の為替相場により利率が決定され、円高になるほど利率は低くなり、円安になるほど利率が高くなる条件となっている。

そして、昨今の米ドル及びユーロの為替相場の円高の影響を受けて、23年度末において、利率が0%となっている仕組債が計80億円、0.100%から0.420%となっている仕組債が計60億円、0.001%から0.681%となっている仕組預金が計27億円となっている。

20年度下期における急激な円高により仕組債等が有する利率変動リスクが顕在化したことを踏まえて、同振興会は、21年3月31日に、芸術文化振興基金における仕組債等を可能な限り圧縮するよう努力するという運用方針を理事長が最終決裁している。その後の同振興会が保有する仕組債等の法人全体での合計金額は、20年度末に333億円であったものが、21年度末で298億円、22年度末で321億円、23年度末で306億円となっていて、当該決裁後においても新たに仕組債等を取得している年度もあり、23年度末までの減少額は1割程度にとどまっている。

仕組債等の取得に当たっての同振興会における決裁の状況についてみたところ、取得に係る事後的な報告書はあるものの、仕組債等の取得に係る決裁文書を作成しておらず、決裁を受けたことが文書により確認できない仕組債等が計149億円（23年度末における保有額）あった。また、決裁文書により決裁日が確認できたものについてみたところ、仕組債の約定日（契約日）及び仕組預金の契約日が決裁日以前となっていたものがあり、そのような仕組債等の額は、計122億円（23年度末における保有額）となっていた。

また、仕組債は、利率の変動リスク以外に、主に以下のような特性も有している。

- ・一般に流通している債券ではなく、発行体と購入者の相対の取引により発行される債券であり、債券の発行から償還までの期間が約20年から約30年と長期に及ぶ。
- ・債券の発行体が、償還日前に早期償還できる権利（オプション）を保有している。
- ・償還日前に売却又は解約することが困難であり、仮に売却又は解約できた場合でも、市場の状況によっては、投資元本を下回り、損失が発生するリスクを有している。

そして、図表1-19のうち、債券から得られる利息収入を事業の原資に充てる目的で保有している5法人以外で、事業経費等に資金を直接充当することを予定する勘定において仕組債を保有している情報処理推進機構の状況を示すと以下のとおりである。

<事例1-13>

情報処理推進機構は、一般勘定のプログラム開発業務経理で1銘柄、額面金額10億円（平成23年度貸借対照表価額8億7200万円）の仕組債を保有している。この仕組債は、従前は同じ一般勘定の信用保証業務経理で保有していたもので、プログラム開発業務経理との間で有価証券の銘柄を交換することによりプログラム開発業務経理に属することになったものである。

プログラム開発業務に充当を予定する資金のうち、23年度末で債券及び定期預金で運用している貸借対照表価額の合計額は約128億円となっており、この中には上記の仕組債が含まれている。この資金の運用期間は、定期預金の預入期間が2か月から3か月となっており、この仕組債を除く債券は、27年度までに償還されることになっている。しかし、この仕組債は、償還日が48年3月28日となっており、同経理で保有している他の債券と比較して償還日までの残存償還期間が長くなっているが、市場性がないため途中売却が容易にできるとは限らないものである。なお、この仕組債には、発行体による早期償還ができる権利（オプション）が付いている。

また、この仕組債は、同機構が財務収益を増やすことが重要と認識して、高い利回りを期待して手元に残したものであるが、米ドルの為替相場の変動に応じて上限利率4%と下限利率0%の範囲内で利率が変動するものとなっている。なお、この仕組債は、発行体が早期償還ができる権利（オプション）が付いているため、仮に円安に伴い利率が上昇したとしても権利行使されると高い利率のメリットを享受できないリスクを有している債券である。

これら仕組債等の23年度末における時価の状況は、以下の図表1-23及び図表1-24のとおりとなっている。

図表1-23 仕組債の時価の状況（平成23年度末）（単位：百万円）

法人名	利率決定の 基準となる 通貨	銘柄数	貸借対照表 価額(A)	時価 (B)	差引 (B)-(A)
日本スポーツ振興センター	米ドル	3	2,259	1,976	△ 283
	ユーロ	1	688	675	△ 12
	豪ドル	8	6,127	5,923	△ 204
日本芸術文化振興会	米ドル	12	16,232	12,977	△ 3,255
	ユーロ	1	1,000	759	△ 240
	豪ドル	2	2,000	1,774	△ 225
農業・食品産業技術総合研究機構	米ドル	3	4,800	3,961	△ 838
新エネルギー・産業技術総合開発機構	米ドル	1	5,000	3,347	△ 1,653
情報処理推進機構	米ドル	1	872	872	-
環境再生保全機構	米ドル	4	4,200	3,434	△ 765
計	米ドル	24	33,363	26,568	△ 6,794
	ユーロ	2	1,688	1,435	△ 252
	豪ドル	10	8,127	7,698	△ 429
			36	43,179	35,702

(注) 時価については、各法人が金融機関等から提供を受けた金額を記載している。

図表1-24 仕組預金の時価の状況（平成23年度末）（単位：百万円）

法人名	口数	貸借対照表 価額(A)	時価(B)	差引 (B)-(A)
日本芸術文化振興会	7	11,300	10,581	△ 718
医薬基盤研究所	1	500	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	1	500	494	△ 5
計	9	12,300	11,075	△ 724

- 注(1) 時価については、各法人が金融機関等から提供を受けた金額を記載している。
 注(2) 医薬基盤研究所が保有する仕組預金は、医薬基盤研究所が中途解約しなければ元本保証されているものであり、時価という概念がなく、金融機関から時価に関する情報の提供を受けられなかったことから、時価欄を「-」としている。
 注(3) 医薬基盤研究所の仕組預金の「時価」欄が「-」となっているため、「計」欄の「差引」欄の金額「△724」は、時価の計「11,075」から貸借対照表価額の計「12,300」を控除した計算結果と一致しない。

図表1-23に示す仕組債の時価の状況をみると、利率が米ドルの為替相場で決定される仕組債の時価が貸借対照表価額を総額で約67億円下回っており、昨今の円高の影響を受けて利率が低下していることによる影響を受けていると考えられる。なお、銘柄数では、36銘柄中、30銘柄で時価が貸借対照表価額を下回っている。

時価が貸借対照表価額を下回っている状況は、図表1-23のとおりであるが、仕組債を保有している法人のうち、情報処理推進機構を除く法人は、有価証券の分類上、満期保有目的の債券として仕組債を保有しており、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準等」という。）では時価評価が行われなため、貸借対照表価額と時価との差額が損益計算書に損失として計上されていない（減損処理が行われる場合を除く。）。また、図表1-24の仕組預金についても、時価評価が行われなため、貸借対照表価額と時価との差額が損益計算書に損失として計上されていない。

なお、情報処理推進機構を除く他の法人は、上記のとおり、満期保有目的の債券に分類して、償却原価法^(注1)を適用して算出した金額を貸借対照表価額としているが、情報処理推進機構では、保有する仕組債をその他有価証券に分類しており、時価のあるものは期末日の市場価格等に基づく時価法^(注2)（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっているため、貸借対照表価額と時価が一致している。

- (注1) 償却原価法 取得価額と債券金額との差額を償還期に至るまで每期一定の方法で取得価額に加減する方法
 (注2) 全部純資産直入法 評価差額（評価差益又は評価差損）の合計額を純資産の部に計上する方法

仕組債を保有する法人は、通則法第47条に基づく主務大臣の指定する有価証券として円建外債の指定を受けており、これに該当する債券として仕組債を購入している。ただし、主務大臣の指定内容が記載された文書には、円建外債の内容は記載されているものの、仕組債といったデリバティブ（金融派生商品）が組み込まれた円建外債が指定対象となっているかどうかは明記されておらず、仕組債の購入は各法人の判断に委ねられている。仕組債は、購入当初、国内債券の利率に比べると高い利率に固定される期間があり、各法人では、その後も国内債券より多くの利息収入を得られることを見込んで購入していたものである。

d 仕組債等の問題点等について

以上のように、仕組債等は、多くのリスクを有する金融資産であり、一部の銘柄においては利率変動リスクが顕在化している。

仕組債等は、高い利率が保証される期間はあるものの、安定かつ確実な利息収入が継続して得られるとは限らない債券等であり、政府出資等に係る仕組債等において利率変動リスクが顕在化した場合は、出資目的に沿った効果が十分に発現しないものとなる。また、流動性が低いことから、仕組債等を購入等した法人が何らかの対応を自主的に執ることが困難である。そして、償還等までの期間が長期間であることから、特殊法人当時から仕組債を保有している法人もあり、また、同期間が中期目標期間を大幅に超えていることから、法人の事業見直しなどに伴い事業原資の整理等を行う必要が生じた場合に支障を来すおそれがある。

既に仕組債等を保有している法人においては、効果的な対応を執ることは困難と考えられるが、各法人は、資金の運用に当たっては、金融資産が内包するリスクについて適切に評価することができる体制を確立すること、金融資産の購入や処分等の条件を明確に整理して規程化するなど資金運用・管理の方針を明確にすること、購入しようとする金融資産が独立行政法人の事務・事業と整合するものであるかどうか検討すること、資金運用に係る意思決定を適切に行うことなどが必要であると認められる。

(ウ) 関係会社株式等の保有状況

法人が保有する政府出資等に係る関係会社株式等の23年度末における状況は、図表1-25のとおりとなっている。

図表1-25 関係会社株式等の状況（平成23年度末）

（単位：百万円）

法人名	取得価額と実質価額の比較	会社数	取得価額 (A)	実質価額 (B)	差引 ((B)-(A))
情報通信研究機構	取得価額>実質価額	1	440	32	△ 407
	取得価額≤実質価額	2	380	531	150
	法人計	3	820	563	△ 256
国際協力機構	取得価額>実質価額	6	36,461	34,650	△ 1,811
	取得価額≤実質価額	7	68,163	81,631	13,468
	法人計	13	104,625	116,282	11,656
医薬基盤研究所	取得価額>実質価額	1	268	53	△ 214
農業・食品産業 技術総合研究機構	取得価額>実質価額	2	450	14	△ 435
	取得価額≤実質価額	3	426	475	49
	法人計	5	876	489	△ 386
農畜産業振興機構	取得価額>実質価額	9	4,106	3,412	△ 693
	取得価額≤実質価額	17	5,387	14,176	8,788
	法人計	26	9,493	17,589	8,095
情報処理推進機構	取得価額>実質価額	11	4,400	3,245	△ 1,154
	取得価額≤実質価額	3	1,200	1,340	140
	法人計	14	5,600	4,586	△ 1,013
石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構	取得価額>実質価額	34	108,644	51,337	△ 57,307
	取得価額≤実質価額	15	94,784	97,159	2,374
	法人計	49	203,429	148,496	△ 54,932
中小企業基盤整備機構	取得価額>実質価額	33	22,563	16,851	△ 5,712
	取得価額≤実質価額	26	21,681	22,877	1,196
	法人計	59	44,245	39,729	△ 4,515
合計	取得価額>実質価額	97	177,334	109,598	△ 67,736
	取得価額≤実質価額	73	192,024	218,192	26,168
	法人合計	170	369,359	327,790	△ 41,568

関係会社株式等を保有している法人数が8法人、出資先の会社数の合計は170社（投資事業組合等を含む。）となっており、取得価額の合計は3693億円で、その実質価額（出資先の純資産価額に法人の出資割合を乗じた金額）の合計は3277億円となっている。

関係会社株式等を最も多額に保有している法人は、石油天然ガス・金属鉱物資源機構であり、出資先の会社数は49社、取得価額は2034億円、その実質価額は1484億円となっていて、取得価額と実質価額との差額についても8法人の中で最も多額となっている。差額が生じている主な要因は、同機構の会計方針として、探鉱中の事業についてはその成否を判断することが困難であるため、探鉱等出資事業に関する関係会社株式を、成否の結果が出るまでの間は取得価額を50%評価減したものを実質価額としていることによるものである。これにより、石油天然ガス勘定における探鉱等の出資事業（36社）及び海外地質構造調査の実施に必要な出資事業（5社）（計41社に対する出資額は取得価額で1593億円）において、計32社

の株式について取得価額よりも実質価額を計551億円低く評価している。

図表1-25に示した関係会社株式等のうち、実質価額が取得価額を大幅に超過しているものの、出資先から受取配当金収入を得ていない株式が以下のとおり見受けられた。

<事例1-14>

農畜産業振興機構は、牛乳及び乳製品の製造・販売を行うよつ葉乳業株式会社（以下「よつ葉乳業」という。）の株式を関係会社株式として9,000株（取得価額9億円）保有しているが、このうち4,000株は配当が他の普通株主に劣後する条件となっている後配株式である。よつ葉乳業の株主のうち後配株式を保有しているのは同機構のみである。

この後配株式は、当初、同機構の前身である畜産振興事業団が、昭和48年、酪農主産地である北海道から大消費地に向けた濃縮乳の安定供給を通じて生乳の需給調整を図ることを目的として国からの交付金を財源に出資し、普通株式として取得したものである。よつ葉乳業は、当該出資により得た資金を季節的、年次的な需給の変動が大きく、施設の安定的な稼働が困難な全脂濃縮乳部門の施設整備に使用した。その後、当該普通株式は、同部門における損失の状況及び経営に与える影響を勘案し、50年の株主総会での議決を経て4,000株が後配株式に転換された。

この後配株式は、濃縮乳生産事業が正常な経営状態となった場合には、同社と同機構との間で転換等について協議することとなっている。

よつ葉乳業の平成19年度から23年度までの間の売上高は約902億円から約952億円、当期純利益は約2億円から約10億円で推移している。23年度末における利益剰余金は約218億円となっており、よつ葉乳業の純資産価額に同機構の保有株式（9,000株）の出資割合を乗じた実質価額は約72億円となっている。そして、普通株式へは毎年度継続的に配当が行われているが、同機構が保有する後配株式へは、これまで一度も配当が行われていない。

したがって、よつ葉乳業への出資後約40年が経過し、同社は民間の株式会社として普通株式への配当を継続していることを踏まえ、同機構が保有する資産を有効に活用するために、現在保有している後配株式について、よつ葉乳業と普通株式への転換条件等に関する協議を行い、転換における具体的な考え方やその転換の具体的な条件を整理し、同社及び他の株主と認識を共有する必要があると考えられる。また、出資目的の達成状況についても、毎年度、継続して評価する必要があると考えられる。

一方、関係会社株式等のうち、出資先の会社において余裕資金の一時的な運用のために購入した債券の発行体が債務不履行に陥ったため、出資先が計上した債券の評価損による純資産価額の減少が原因となって実質価額が減少したものが以下のとおり見受けられた。

<事例1-15>

農業・食品産業技術総合研究機構の前身である生物系特定産業技術研究推進機構は、新農業機械実用化促進株式会社（以下「新農機」という。）に対して、平成5年に3億円、6年に3億円、計6億円の出資を行い、その後の数度の統廃合を経て、18年4月1日に農業・食品産業技術総合研究機構が出資に係る権利を承継した。当該出資は、高性能農業機械実用化促進事業

における金型製作等に充てることを目的として行われたものであり、新農機は、現在、製作費計約11億円の金型を58機種保有し、その金型をメーカーに貸し付けている。

新農機は、本来の事業である金型製作等に係る資金に余裕がある場合には、債券等で一時的に運用することとしており、当該出資金の一部に加え、民間出資等の他の資金を財源として、19年10月22日にカウプシング銀行第1回円貨社債を額面1億円で購入したが、当該債券の発行体は、20年10月27日に債務不履行に陥った。そして、新農機は、カウプシング銀行の清算による最終確定を待つこととし、20年度の当該債券の決算処理として、その全額を評価損として計上した。

したがって、農業・食品産業技術総合研究機構が保有している新農機の株式の実質価額は、当該評価損に出資割合を乗じた金額が減少した状態が継続しており、また、当該部分の資金は、新農機において、金型製作費に充てる資金として使用できず、出資効果の発現が期待できない状況となっていた。

2 不要財産の認定の状況

(1) 法人において行った不要財産の認定の状況

ア 政府から指摘を受けて行った不要財産の認定の状況

合理化計画において、独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進して、適切な形で財政貢献を行うこととされている。また、基本方針において、不要資産の国庫返納の取組として、国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うこととされている。そして、基本方針の別表「各独立行政法人について講ずべき措置」（以下「講ずべき措置」という。）において、各独立行政法人が不要資産の国庫返納に関して講ずべき具体的な措置が示されている。また、これ以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行うこととされている。

そして、各法人が23年度までに不要財産と認定して国庫納付したものは8685億円（現物納付した実物資産の簿価は含まない。）となっており、このうち、上記の講ずべき措置等において政府から不要資産として指摘を受けたものなどが8218億円となっていて、国庫納付された不要財産のほとんどが政府から指摘された事項に係るものとなっている（法人別の内訳は巻末別表8参照）。

また、講ずべき措置において「不要資産の国庫返納」が必要とされた102事項の中で、22年度中又は23年度中に実施することとされたものは64事項ある。これらのうち、会計検査院は、23年10月に解散した雇用・能力開発機構に係る事項を除いて、22年度中又は23年度中に実施することとされている事項であって、23年度末までに国庫返納されていない不要資産を検査した。その状況は、図表2-1のとおりである。

図表2-1 平成23年度末までに不要資産として国庫返納されていない事項の状況

法人名	講ずべき措置における「不要資産の国庫返納」に係る記載内容			検査結果
	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	
情報通信研究機構	基盤技術研究促進勘定の政府出資金	23年度中に実施	保有国債などの資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に掛かる必要最小限の資産を除き、不要資産は原則として平成23年度中に国庫納付する。	<事例2-1>参照
国際交流基金	区分所有の宿舍	23年度中に実施	職員宿舍の必要数を精査した上で、不要な区分所有宿舍を国庫納付する。	区分所有の宿舍に関する売却額から必要経費を差し引いた額について、24年度に国庫納付を予定している。
福祉医療機構	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほか	23年度中に実施	公庫総合運動場、宝塚宿舍ほかを国庫納付する。	公庫総合運動場等については、国庫納付済みである。宝塚宿舍等については、現物納付が困難となったことから、売却の上、金銭により国庫納付することとしている。
労働者健康福祉機構	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舍、水上荘、恵那荘ほか	22年度中に実施	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舍、水上荘、恵那荘ほかを国庫納付する。	労災リハビリテーション北海道作業所職員宿舍及び恵那荘ほか4物件については、国庫納付済みである。その他については、入札を実施するも不調となっているが、引き続き売却手続等を実施している。
国立病院機構	旧十勝療養所跡地ほか	22年度中に実施	旧十勝療養所跡地ほかを国庫納付する。	旧十勝療養所跡地及び旧鳥取病院跡地については、国庫納付済みである。その他については、今後、国庫納付を予定している。
産業技術総合研究所	直方サイト	22年度中に実施	直方サイトを国庫納付する。	直方サイトについては、土壤汚染が確認され、当該土壤の掘削除去工事を行ったため、23年度末までに国庫納付ができなかった。なお、当該土地及び建物は、24年度に国庫納付を予定している。

そして、政府から不要資産として具体的に指摘を受けた資産の中には、市場性がないため売却することが難しく、仮に売却できた場合でも元本割れになる可能性がある仕組債が含まれていて、国庫納付に支障がある事態が見受けられた。

上記について事例を示すと次のとおりである。

<事例2-1>

情報通信研究機構は、講ずべき措置において、基盤技術研究促進勘定の政府出資金について、不要資産として国庫返納することとされた。そして、この具体的内容として、保有国債等の資産（平成21年度末約66億円）のうち、既往案件の管理業務等の経費に係る必要最小限の資産を除き、不要資産を原則として23年度中に国庫納付することとされた。

しかし、国庫納付することとされた政府出資金の中には、仕組債である円建外債50億円が含まれていた。この仕組債は、市場性がないため売却することが難しく、仮に売却できた場合でも元本を割り込む可能性があった。そのため、同機構は、基盤技術研究促進勘定の政府出資に係る資金を23年度末までに国庫納付していなかった。

一方、講ずべき措置において、不要資産として国庫返納することとされたことを受けて、国庫返納した法人の中に、仕組債を保有していた法人が見受けられた。

<事例2-2>

情報処理推進機構は、講ずべき措置において、信用基金については、不要資産として国庫返納することとされた。そして、この具体的内容として、債務保証事業の廃止に伴い、信用基金（約90.5億円）を国庫納付することとされた。

しかし、国庫納付することとされた信用基金の中には、仕組債である円建外債10億円が含まれていた。この仕組債は、市場性がなく、平成21年度末の時価が、8億3260万円となっており、同機構は、信用保証業務経理で保有している仕組債を他の経理で保有している債券と交換する会計処理を行い、同債券を売却することで、90億5188万余円を国庫納付した（前掲<事例1-13>参照）。

イ 法人が独自に行った不要財産の認定の状況

各法人が独自に不要財産と認定して、23年度末までに国庫納付したものの状況は、図表2-2のとおりとなっていて、12法人で計57億円となっている。各法人が独自に認定した不要財産に係る国庫納付額は、政府から不要資産として指摘を受けたものに係る国庫納付額に比べて少額にとどまっている。

図表2-2 法人が独自に認定した不要財産の状況 (単位：百万円)

法人名	国庫納付の対象	納付額
国立印刷局	譲渡収入（岡山工場敷地（一部））	3
宇宙航空研究開発機構	角田職員宿舎用地（一部）	32
福祉医療機構	長寿・子育て・障害者基金勘定に係る利益剰余金見合いの資金	4,810
医薬基盤研究所	現金及び預金	4
農林水産消費安全技術センター	自動車リサイクル料預託金	0.1
農業・食品産業技術総合研究機構	委託費の返還金等	97
農業環境技術研究所	特定独立行政法人災害補償互助会預託金の返還金	2
水産総合研究センター	譲渡収入（土地）	1
農業者年金基金	業務委託費返還金等	5
産業技術総合研究所	敷金返戻金（丸の内サイト、研究用事務室、駿河台サイト）	109
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	敷金返戻金（川崎本部）等	683
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運営費交付金債務等	13
計		5,763

(2) 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

法人における不要財産の認定の状況についてみると、資産の売却等によって得られた収入について不要財産として認定しているなどの法人があり、このような法人について検査したところ、以下のような状況が見受けられた。

ア 実物資産の売却による収入について

前記のとおり、独立行政法人は、通則法第8条第3項により、その保有する重要な財産であって主務省令で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要

がなくなつたと認められる場合には、同法第46条の2又は第46条の3の規定により、不要財産として処分しなければならないこととされている。そして、同法第8条第3項に規定する重要な財産であつて主務省令で定めるものについては、全ての法人において、帳簿価額（現金及び預金にあつては、主務大臣に対する国庫納付認可申請の日におけるその額）が50万円以上のものとされている。

また、会計基準等によると、国又は地方公共団体からの補助金等及び運営費交付金等により償却資産を取得した場合には、相当額を資産見返負債として計上することとされており、この資産見返負債を計上している資産を売却等した場合には、これを全額損益計算上の収益に振り替えることとされている。

そして、独立行政法人の利益及び損失の処理については、通則法において、毎年度、損益計算において利益を生じたときは、前年度から繰り越した損失を埋めて、なお残余があるときは、その残余の額は、これを積立金として整理しなければならないこととされている。

また、中期目標期間の最終年度末における積立金の処分については、個別法により、主務大臣の承認を得て次の中期目標期間における業務の財源に充てることができる額を控除して、なお残余があるときは、その残余の額を国庫納付しなければならないこととされている。

一方で財源が政府出資に係る資産を売却した場合、譲渡収入が当該資産の簿価を上回った売却益に相当する額については、損益計算上の収益となるが、当該資産の簿価相当額等は、損益計算上の収益としては計上されないため、法人内部に留保されることになる。

そこで、法人設立以降23年度末までの間に、処分時の帳簿価額が1件で50万円以上の土地、建物等の実物資産を売却したことにより、総額で1000万円以上の収入を得た法人についてその状況を示すと、図表2-3のとおりである（売却時に資産見返負債を収益に振り替える会計処理をしたもの、取得財源に政府からの出資又は支出が含まれないもの及び販売用の資産は除いている。）。

図表2-3 処分時の帳簿価額が50万円以上の資産を売却し1000万円以上の収入を得た法人の状況
(単位：百万円)

法人名	譲渡収入額 (A)	通則法第46条の2の規定により国庫納付した額 (B)	個別法等の規定により国庫納付した額 (C)	経費等に充当した額 (D)	差額 (E) (A) - (B) - (C) - (D)
情報通信研究機構	10	10	-	-	-
国際協力機構	3,159	1,151	-	-	2,007
国際交流基金	44	29	-	-	15
造幣局	5,197	3,663	608	36	889
国立印刷局	33,102	28,006	3,288	176	1,630
国立青少年教育振興機構	105	105	-	-	-
国立科学博物館	1,529	2	-	-	1,526
放射線医学総合研究所	367	367	-	-	-
科学技術振興機構	120	44	-	-	75
理化学研究所	1,589	1,552	-	-	37
日本学生支援機構	6,755	87	-	328	6,339
日本原子力研究開発機構	1,031	-	-	1,031	-
勤労者退職金共済機構	69	67	-	1	-
高齢・障害・求職者雇用支援機構	1,241	223	731	286	-
福祉医療機構	217	214	-	2	-
労働者健康福祉機構	7,352	11	4,854	-	2,487
国立病院機構	5,784	408	-	4,901	474
医薬基盤研究所	32	32	-	-	-
年金積立金管理運用	553	67	-	-	486
農林水産消費安全技術センター	400	0.03	-	400	-
種苗管理センター	1,333	5	4	1,308	14
家畜改良センター	576	4	8	-	563
水産大学校	84	84	-	-	-
農業・食品産業技術総合研究機構	1,641	495	416	729	-
農業生物資源研究所	1,789	600	-	1,189	-
森林総合研究所	81	81	0.8	-	-
水産総合研究センター	39	38	0.1	-	0.7
農業者年金基金	68	67	-	0.5	-
産業技術総合研究所	18,081	440	12,031	5,609	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,175	252	25	-	897
日本貿易振興機構	5,694	192	-	5,501	-
情報処理推進機構	90	-	-	-	90
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,101	335	-	721	44
土木研究所	13	13	0.4	-	-
航海訓練所	114	114	-	-	-
航空大学校	38	22	-	-	15
水資源機構	766	-	-	766	-
空港周辺整備機構	845	-	102	742	-
計	102,200	38,792	22,073	23,736	17,597

(注) 国際協力機構（平成15年10月設立）の15年度から17年度までの状況は、今回の検査において直接確認できなかったため、18年度から23年度までの分を記載している。

これらの法人のうち、23年度末までの間に通則法第46条の2（附則第3条によるものを含む。）の規定により国庫納付していたのは34法人で、その額は387億円となっている。また、譲渡収入額から国庫納付額等を控除した差額（図表2-3における差額（E））についてみたところ、当該金額が1億円を超える10法人の差額の理由及び処理の予定については、図表2-4のとおりとなっている。

図表2-4 差額の理由及び処理の予定について

(単位:百万円)

法人名	差額	差額の理由及び処理の予定
国際協力機構	2,007	政府出資に係る資産等の売却収入である施設整備資金等であり、当該資金の残額については平成24年度中に不要財産として国庫納付される予定である。
造幣局	889	白銅地金、青銅地金等の譲渡収入であり、この資金の用途については、原材料取得のための経費等に充当される予定である。
国立印刷局	1,630	豊玉敷地、西片町敷地等の譲渡収入であり、譲渡費用を除いた額が24年度中に不要財産として国庫納付される予定である。
国立科学博物館	1,526	自然教育園の一部敷地の譲渡収入であり、この資金については、必要な経費を除いた額が不要財産として国庫納付される予定である。
日本学生支援機構	6,339	祖師谷国際交流会館等の譲渡収入であり、譲渡費用を除いた額のうち国の支出に係る部分が24年度に不要財産として国庫納付されている。
労働者健康福祉機構	2,487	労災病院に係る施設等の譲渡収入であり、この資金の用途については、労災病院の施設・設備等の整備に充当する予定である。
国立病院機構	474	北海道がんセンターの土地に係る譲渡収入であり、この資金の用途については、同機構の運営費に充当する予定である。
年金積立金管理運用	486	行徳職員宿舎等の譲渡収入であり、当該額が24年度中に不要財産として国庫納付される予定である。
家畜改良センター	563	岩手牧場に隣接する国道の拡幅工事に伴う事業用地の譲渡収入であり、この資金の用途については、事業用地に係る施設・設備等の整備に充当する予定である。
新エネルギー・産業技術総合開発機構	897	石炭経過勘定に係る譲渡収入が大半であり、この資金の用途については、同勘定の業務の経費に充当する予定である。

上記10法人のうち、国際協力機構、国立印刷局、国立科学博物館、日本学生支援機構及び年金積立金管理運用については、24年度に国庫納付していたり、今後、国庫納付に向けて調整したりしている。また、造幣局、労働者健康福祉機構、国立病院機構、家畜改良センター及び新エネルギー・産業技術総合開発機構については、中期計画に記載等した上で業務の経費等に既に充当していたり、又は充当を予定していたりしている。

また、譲渡収入額等について、資金が法人内部に留保されている事態が見受けら

れた。これを事例として示すと以下のとおりである。

<事例2-3>

石油天然ガス・金属鉱物資源機構は、図表2-3のとおり、帳簿価額50万円以上の資産を売却しており、譲渡収入額11億0195万余円から経費等に充当した額等を除いた差額は4438万余円となっている。そして、当該差額については、平成24年2月の会計実地検査時において、不要財産として、国庫納付する予定としていた。

一方、同機構は、譲渡時の帳簿価額が50万円未満の資産に係る譲渡収入額計674万余円を得ていたが、当該収入額に相当する現金及び預金のうち、個別法に基づき中期目標期間終了後に積立金として国庫納付した固定資産売却益相当額36万余円を除いた現金及び預金637万余円並びに譲渡の会計処理に関し生じた固定資産売却損に相当する額824万余円の計1462万余円については、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成16年経済産業省令第9号）第1条に規定する50万円以上の重要な財産に該当するにもかかわらず、その用途等を検討することなく、同機構内部に預金等として留保していた（固定資産売却損の会計処理に伴う資金留保の仕組みについては、69ページ参照）。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、当該資金について不要財産に該当するか否かを検討した結果、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付した。

政府出資等に係る土地、建物等の実物資産の譲渡収入について、国庫納付を予定している法人については、遅滞なく国庫納付手続を進めるとともに、経費等に充当することを予定している法人においては、当該譲渡収入が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合には、速やかに不要財産の認定を行い、国庫納付等の措置を講ずる必要がある。

イ 敷金等の返戻による収入について

法人の中には、法人設立時及び設立後に民間業者等から事務所や宿舍を借り上げていたが、事務及び事業の効率化に伴う支部の統廃合、借上面積の縮小、会議室の廃止等により、賃借する際に差し入れていた敷金等の返戻を受けているものがある（以下、返戻を受けた資金を「返戻金」という。）。こうした法人の中には、返戻金を不要財産として国庫納付している法人が見受けられた。

そこで、法人設立以降23年度末までの間に、総額で1000万円以上の返戻金を受けている法人について、その返戻金を不要財産として国庫納付している状況を示すと図表2-5のとおりとなっている（取得財源が自己収入のみで政府からの出資又は支出が含まれないものは除いている。）。

図表2-5 敷金等の返戻金額等の状況

(単位：百万円)

法人名	返戻金額 (A)	通則法第46条 の2の規定に より国庫納付 した額 (B)	個別法等の規 定により国庫 納付した額 (C)	経費等に充当 した額 (D)	差額 (E) (A) - (B) - (C) - (D)
国立公文書館	30	-	-	17	12
北方領土問題対策協会	10	-	0.1	10	0.1
情報通信研究機構	130	-	-	130	-
国際協力機構	2,630	-	-	2,454	175
国際交流基金	1,691	743	-	901	45
物質・材料研究機構	11	-	-	11	-
教員研修センター	15	-	-	-	15
科学技術振興機構	349	-	10	20	319
日本学術振興会	272	-	-	262	10
理化学研究所	93	-	-	93	-
宇宙航空研究開発機構	48	-	-	36	12
海洋研究開発機構	158	-	-	46	112
日本原子力研究開発機構	255	-	-	141	114
高齢・障害・求職者雇用支援機構	226	-	-	-	226
福祉医療機構	10	-	-	0.2	10
労働者健康福祉機構	324	-	-	124	200
水産総合研究センター	57	54	-	-	3
農畜産業振興機構	133	-	-	132	1
農林漁業信用基金	91	-	-	91	-
産業技術総合研究所	153	153	-	-	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1,145	364	-	714	66
日本貿易振興機構	86,902	13,944	28,282	44,675	0.1
情報処理推進機構	29	-	-	15	14
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	754	442	-	312	-
中小企業基盤整備機構	343	-	-	343	-
国際観光振興機構	15	-	-	-	15
自動車事故対策機構	118	-	-	-	118
環境再生保全機構	83	-	-	81	1
計	96,089	15,703	28,292	50,617	1,475

(注) 日本貿易振興機構の返戻金のうち、外貨で管理しているものについては、法人設立時に計上した金額を記載している。

政府出資及び運営費交付金等で差し入れた敷金等の返戻金について、23年度末までの間に通則法第46条の2の規定により国庫納付していたのは6法人で、その額は157億円となっている。また、返戻金から国庫納付額等を控除した差額（図表2-5における差額（E））についてみたところ、当該金額が1億円を超える7法人の差額の理由及び処理の予定については、図表2-6のとおりとなっていた。

図表2-6 差額の理由及び処理の予定について

(単位:百万円)

法人名	差額	差額の理由及び処理の予定
国際協力機構	175	大半は、外貨建ての敷金に係る為替差損に相当する額である。
科学技術振興機構	319	<事例2-4>参照
海洋研究開発機構	112	政府出資に係る事務所等の返戻金であり、平成24年度以降に国庫納付される予定である。
日本原子力研究開発機構	114	<事例2-5>参照
高齢・障害・求職者雇用支援機構	226	政府出資等に係る事務所等の返戻金であり、24年度中に国庫納付等される予定である。
労働者健康福祉機構	200	政府出資に係る事務所等の返戻金であり、新たに発生する敷金等に充当することを予定している。
自動車事故対策機構	118	<事例2-6>参照

敷金等に係る会計処理については、会計基準等によると、差入れの際に運営費交付金から支出されたと合理的に特定できる場合で、その支出が中期計画の想定範囲内であるときに限り、差入金額を運営費交付金債務から資本剰余金に振り替えることとされている。

一方、返戻金の財源が政府出資の場合又は運営費交付金であって会計処理において資本剰余金に振り替えている場合には、返戻時に損益計算上の収益としては計上されないこととなり、返戻金を新たに発生する敷金等の財源に充てるなどしない限り、当該返戻金は法人内部に留保されることになる。

これについて、事例を示すと次のとおりである。

<事例2-4>

科学技術振興機構は、平成15年10月に設立した際に、科学技術振興事業団が事務所及び宿舍を借り上げる際に民間業者等に差し入れていた敷金等を一般勘定において政府出資に係る資産として承継していた。また、同機構は、運営費交付金を設立後に新たに借り上げた事務所及び宿舍に係る敷金等の支出に充てていた。

一方、同機構は、事務所を廃止したり、宿舍を解約したりなどしており、15年10月から24

年3月末までの間に、これらの事務所及び宿舎に係る敷金等の返戻金として、政府出資に係る分3208万余円及び運営費交付金に係る分2億8753万余円の計3億1961万余円を受け取っていた。

当該返戻金に係る同機構の会計処理についてみると、同機構は、政府出資に係る敷金等及び運営費交付金に係る敷金等の返戻金を受けた際に、貸借対照表上の科目の敷金保証金から現金及び預金等に振り替えている。また、同機構は、法人設立後に差し入れている敷金等については、毎年度、国からの運営費交付金を充てていることから、上記の返戻金については、同機構内部に預金等として留保していた。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、当該資金について不要財産に該当するか否かを検討した結果、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付することとした。

<事例2-5>

日本原子力研究開発機構は、平成17年10月に設立した際に、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構が事務所及び宿舎を借り上げる際に民間業者等に差し入っていた敷金等を電源利用勘定及び一般勘定において政府出資に係る資産として承継していた。また、日本原子力研究開発機構は、運営費交付金を設立後に新たに借り上げた事務所及び宿舎に係る敷金等の支出に充てていた。

一方、同機構は、事務所を廃止したり、宿舎を解約したりなどしており、17年10月から24年3月末までの間に、これらの事務所及び宿舎に係る敷金等の返戻金として、計1億1474万余円（うち政府出資に係る分1億1339万余円）を受け取っていた。

当該返戻金に係る同機構の会計処理についてみると、同機構は、政府出資に係る敷金等の返戻金を受けた際に、貸借対照表上の科目の敷金・保証金から現金及び預金に振り替えている。また、同機構は、法人設立後に差し入れている敷金等については、毎年度、国からの運営費交付金を充てていることから、上記の返戻金については、同機構内部に預金等として留保していた。

なお、同機構は、会計検査院の検査を踏まえて、当該資金について不要財産に該当するか否かを検討した結果、当該資金を不要財産として認定し、国庫納付することとした。

<事例2-6>

自動車事故対策機構は、平成15年10月に設立した際に、自動車事故対策センターが事務所及び宿舎を借り上げる際に民間業者等に差し入っていた敷金等を政府出資に係る資産として承継していた。また、同機構は、運営費交付金を設立後に新たに借り上げた事務所及び宿舎に係る敷金等の支出に充てていた。

一方、同機構は、業務運営の効率化を図るなどのため、事務所を縮小・移転したり、宿舎を解約したりなどしており、15年10月から24年3月末までの間に、これらの事務所及び宿舎に係る敷金等の返戻金として、政府出資に係る分1億0245万余円及び運営費交付金に係る分1577万余円の計1億1822万余円を受け取っていた。

当該返戻金に係る同機構の会計処理についてみると、同機構は、政府出資に係る敷金等及び運営費交付金に係る敷金等の返戻金を受けた際に、貸借対照表上の科目の敷金・保証金から現金及び預金に振り替えている。また、同機構は、法人設立後に差し入れている敷金等については、毎年度、国からの運営費交付金を充てていることから、上記の返戻金については、同機構内部に預金等として留保していた。しかし、同機構は、会計検査院の会計実地検査時点（24年3月）で、上記の留保された資金の取扱いについて、十分検討していなかった。

なお、同機構は、当該資金等について不要財産に該当するか否かを検討した結果、同機構

が基本方針に基づき、経費削減の観点から支所の合理化を進めることによって、22年度末現在で2億9664万余円計上している敷金等に加えて、当該資金等も敷金等として差し入れる可能性が高いなどとして、当該資金等を保有し続けることとしているが、具体的に必要となる額については算出していない。

政府出資等に係る敷金等の返戻金について、今後国庫納付を予定している法人については、遅滞なく国庫納付手続を進めるとともに、今後経費等に充当することを予定している法人においては、当該返戻金が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合には、速やかに不要財産の認定を行い、国庫納付等の措置を講ずる必要がある。

ウ 清算分配金等による収入について

法人の出資先である会社等の中には、経営成績が思わしくなかったり、期待された成果が上がらなかったりなどして清算処理されているものがあり、清算処理に際してこれらの会社等に残余財産がある場合、法人は、その残余財産について清算分配金を受け取ることになる。また、法人によっては、これらの会社等の株式等を売却して、収入を得るものもある。こうした法人の中には、これらの収入を不要財産として国庫納付している法人が見受けられた。

そこで、法人設立以降23年度末までの間に、政府出資等に係る関係会社株式等に係る清算分配金収入や株式譲渡収入（以下、これらを合わせて「清算分配金等」という。）を法人が得ていた状況を示すと、図表2-7のとおりである（勘定については、23年度末時点で現存するものを対象としている。）。

図表2-7 清算分配金等の状況

(単位：百万円)

法人名	勘定名	清算分配金等の額 (A)	通則法第46条の2の規定により国庫納付した額 (B)	個別法等の規定により国庫納付した額 (C)	経費等に充当した額 (D)	差額(E) (A)-(B)-(C)-(D)
情報通信研究機構	出資勘定	558	558	-	-	-
	通信・放送承継勘定	275	-	-	-	275
国際協力機構	一般勘定	434	-	385	-	49
	有償資金協力勘定	425	-	-	-	425
医薬基盤研究所	承継勘定	242	205	-	-	36
農業・食品産業技術総合研究機構	特例業務勘定	1,215	67	-	571	576
農畜産業振興機構	畜産勘定	666	-	-	666	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	鉱工業承継勘定	300	300	-	-	-
情報処理推進機構	地域事業出資業務勘定	895	895	-	-	-
中小企業基盤整備機構	一般勘定	454	-	-	454	-
	産業基盤整備勘定	207	-	207	-	-
	施設整備等勘定	1,415	330	-	1,084	-
	出資承継勘定	1,182	-	-	-	1,182
計		8,275	2,358	592	2,777	2,546

これらの法人のうち、23年度末までの間に、通則法第46条の2の規定により国庫納付していたのは6法人で、その額は23億円となっている。清算分配金等の額から国庫納付額等を控除した差額（図表2-7における差額（E））の処理についてみると、国際協力機構の一般勘定については、今後、個別法に基づき国庫納付を予定している。また、同機構の有償資金協力勘定は、開発途上地域の政府等への貸付けなどの有償資金協力業務に充当することとしている。さらに、農業・食品産業技術総合研究機構については、通則法第46条の2の規定により国庫納付を予定している。このほか、情報通信研究機構の通信・放送承継勘定、医薬基盤研究所の承継勘定及び中小企業基盤整備機構の出資承継勘定については、それぞれの法人の個別法により、勘定を廃止する際に、残余財産を国庫納付することとしている。

政府出資等に係る関係会社株式等に係る清算分配金等について、国庫納付を予定している法人については、遅滞なく国庫納付手続を進めるとともに、勘定を廃止する際に残余財産を国庫納付することとされている法人においては、勘定の廃止までの資金需要を勘案するなどした結果、当該清算分配金等の全部又は一部について、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合には、速やかに不要財産の認定を行い、国庫納付等の措置を講ずる必要がある。

3 不要財産の処分の状況

不要財産に係る国庫納付の方法については、通則法第46条の2第2項及び第3項の規定により、同条第1項の規定による政府出資等に係る不要財産の国庫への納付に代えて、主務大臣の認可を受けて（中期計画に定めた場合は当該認可は不要）、政府出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付することができるなどとされており、法人が保有する土地、有価証券等の資産を譲渡し、その収入額を国庫に納付することが認められている。そして、附則第3条の規定により、改正法の施行日前に独立行政法人が行った財産の譲渡のうち主務大臣が定めるものについては、施行日に行われた不要財産の譲渡とみなすこととされている。また、民間等出資に対する払戻しについては、通則法第46条の3の規定により、民間等出資に係る不要財産の譲渡により生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を払い戻すこととされている。

不要財産の処分の状況の分析に当たっては、譲渡の方法、譲渡収入額の規模、資産の流動性等を考慮して、有価証券と有価証券以外の資産に区分し、さらに、有価証券以外の資産については、土地、建物並びに土地及び建物と併せて譲渡した資産（以下「不動産」という。）と不動産以外の資産（以下「動産等」という。）の譲渡に区分して分析を行った。

また、通則法第46条の2第1項に基づき現金預金を現物納付したもののうち、販売用不動産を除く不動産の譲渡及び有価証券の譲渡に係るものについても、併せて処分の状況として記載した。なお、無償で譲渡した資産の契約については、記載から除いている。

(1) 譲渡収入額の状況

各法人の処分の状況を示すと図表3-1のとおりとなっており、23年度末までに国庫納付した不要財産に係る譲渡収入額は、42法人で6182億円となっている。そして、各法人は、この譲渡収入額から民間等出資に係る部分や譲渡に要した費用の額等を控除した金額を国庫納付している。

図表3-1 不要財産の処分による譲渡収入額の状況 (単位：千円)

法人名	譲渡収入額			
	不動産	動産等	有価証券	計
情報通信研究機構	10,438	—	9,619,790	9,630,228
国際協力機構	1,193,461	—	—	1,193,461
国際交流基金	29,250	—	34,207,075	34,236,325
造幣局	2,775,174	—	—	2,775,174
国立印刷局	31,392,884	—	—	31,392,884
国立青少年教育振興機構	105,316	—	6,133,049	6,238,365
国立科学博物館	2,679	—	—	2,679
放射線医学総合研究所	367,863	—	—	367,863
科学技術振興機構	44,122	—	—	44,122
理化学研究所	1,588,888	—	—	1,588,888
日本学生支援機構	352,610	—	—	352,610
国立高等専門学校機構	2,020	—	—	2,020
勤労者退職金共済機構	69,700	—	—	69,700
高齢・障害・求職者雇用支援機構	224,915	—	—	224,915
福祉医療機構	217,000	—	256,178,736	256,395,736
労働者健康福祉機構	11,002	—	—	11,002
国立病院機構	410,000	—	—	410,000
医薬基盤研究所	32,147	—	3,409,435	3,441,582
年金積立金管理運用	67,100	—	—	67,100
農林水産消費安全技術センター	—	124	—	124
種苗管理センター	10,048	—	—	10,048
家畜改良センター	13,020	—	—	13,020
水産大学校	—	84,000	—	84,000
農業・食品産業技術総合研究機構	850,938	7,330	—	858,269
農業生物資源研究所	1,789,679	207	—	1,789,886
国際農林水産業研究センター	—	44	—	44
森林総合研究所	638,154	—	—	638,154
水産総合研究センター	8,855	30,345	—	39,200
農畜産業振興機構	1,194	—	—	1,194
農業者年金基金	68,100	31	—	68,131
産業技術総合研究所	371,428	70,390	—	441,818
新エネルギー・産業技術総合開発機構	252,261	13,000	17,149,828	17,415,089
日本貿易振興機構	192,783	—	15,636,652	15,829,435
情報処理推進機構	—	—	6,636,907	6,636,907
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1,057,571	313,878	—	1,371,449
土木研究所	27,000	—	—	27,000
航海訓練所	—	114,450	—	114,450
海技教育機構	5,250	1,890	—	7,140
航空大学校	—	22,675	—	22,675
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,869	1,500	4,497,152	4,502,521
住宅金融支援機構	—	—	219,937,670	219,937,670
国立環境研究所	—	350	—	350
計	44,186,729	660,215	573,406,297	618,253,242

(注) 譲渡収入額は、国庫納付の申請書等に記載された数字を用いている。

処分した資産別の法人数についてみると不動産を譲渡した法人が34法人と最も多い。譲渡収入額についてみると、有価証券の譲渡収入額が5734億円となっていて、割合で見ても全体の92%とそのほとんどを占めている。

また、譲渡収入額について、通則法及び改正法の国庫納付の根拠条文別にみると、図表3-2のとおりである。

図表3-2 根拠条文別の譲渡収入額の状況

(単位：千円)

根拠条文	不動産	動産等	有価証券	計
附則第3条(改正法施行日前の譲渡)	35,581,693	333,212	280,347,098	316,262,004
第46条の2第2項(不要財産の譲渡収入(簿価超過額を除く。))の納付)及び第3項(不要財産の譲渡収入(簿価超過額)の納付)	4,897,748	327,002	90,723,700	95,948,450
第46条の2第2項(不要財産の譲渡収入(簿価超過額を除く。))の納付)及び第3項(不要財産の譲渡収入(簿価超過額)の納付) 第46条の3(民間等出資の払戻し)	—	—	9,186,236	9,186,236
第46条の2第1項(不要財産の現物納付)	3,707,288		193,149,262	196,856,551
計	44,186,729	660,215	573,406,297	618,253,242

不動産の譲渡収入額については、附則第3条に基づく譲渡収入額が355億円となっており、改正法の施行日前に行われた財産の譲渡のうち、主務大臣が不要財産の譲渡とみなすと定めたものに係る譲渡収入額を国庫納付することとなったものが大半を占めている。

また、通則法第46条の2第1項に基づく譲渡収入額が1968億円となっている。これは、改正法の施行日前に譲渡収入額の一部を事業費に充当するなどしたため、譲渡収入額から当該費用等を控除し、通則法第46条の2第1項の規定に基づく現金預金の現物納付として国庫納付しているものである。

(2) 不動産及び動産等の処分の状況

ア 不動産及び動産等の処分の概要

不動産を不要財産として処分した状況については、図表3-3のとおりであり、34法人が不動産を譲渡して441億円の譲渡収入を得ている。

図表3-3 不動産の処分の状況

(単位：千円)

法人名	数量				土地(㎡)	建物延べ面積(㎡)	取得価額	帳簿価額(A)	譲渡収入額(B)	差額(B)-(A)
	物件数	宿舎	福利厚生施設	その他						
情報通信研究機構	1	—	—	1	—	871.51	10,438	9,715	10,438	722
国際協力機構	94	89	3	2	14,838.89	12,868.12	3,355,153	1,046,644	1,193,461	146,817
国際交流基金	6	6	—	—	133.98	331.70	51,220	29,113	29,250	136
造幣局	9	4	2	3	10,001.54	2,993.00	2,317,810	2,005,689	2,775,174	769,485
国立印刷局	32	14	4	14	26,437.67	2,261.63	24,032,321	23,640,336	31,392,884	7,752,548
国立青少年教育振興機構	1	—	—	1	2,950.04	—	123,311	123,311	105,316	△ 17,995
国立科学博物館	1	—	—	1	38.28	—	2,679	2,679	2,679	—
放射線医学総合研究所	1	—	—	1	1,988.45	—	138,688	138,688	367,863	229,174
科学技術振興機構	3	1	—	2	41.06	160.28	129,088	93,329	44,122	△ 49,207
理化学研究所	1	—	—	1	1,009.10	1,659.17	705,398	695,000	1,588,888	893,888
日本学生支援機構	2	—	—	2	888.29	3,587.12	545,114	450,513	352,610	△ 97,903
国立高等専門学校機構	1	—	—	1	87.11	—	1,585	1,585	2,020	435
勤労者退職金共済機構	1	1	—	—	2,304.00	—	126,700	126,700	69,700	△ 57,000
高齢・障害・求職者雇用支援機構	3	1	—	2	2,411.40	857.01	178,235	159,703	224,915	65,211
福祉医療機構	1	1	—	—	1,957.26	1,383.40	285,536	230,900	217,000	△ 13,900
労働者健康福祉機構	2	1	—	1	16,044.00	556.63	52,035	11,002	11,002	△ 0
国立病院機構	1	—	—	1	35,766.96	—	1,111,863	1,111,863	410,000	△ 701,863
医薬基盤研究所	1	—	—	1	823.34	—	26,620	26,620	32,147	5,527
年金積立金管理運用	1	1	—	—	298.67	200.82	68,200	67,295	67,100	△ 195
種苗管理センター	2	—	—	2	3,673.28	328.92	5,203	5,203	10,048	4,844
家畜改良センター	4	—	—	4	27,639.87	—	3,918	3,918	13,020	9,101
農業・食品産業技術総合研究機構	7	—	—	7	21,148.08	—	461,903	461,903	850,938	389,035
農業生物資源研究所	4	—	—	4	107,789.26	238.80	5,524,388	2,244,312	1,789,679	△ 454,632
森林総合研究所	10	8	—	2	3,550.58	1,441.19	542,954	516,837	638,154	121,316
水産総合研究センター	3	—	—	3	294.76	—	9,207	9,102	8,855	△ 246
農畜産業振興機構	1	1	—	—	5.78	—	902	902	1,194	291
農業者年金基金	1	1	—	—	659.64	723.95	117,869	42,649	68,100	25,450
産業技術総合研究所	1	—	—	1	—	4,593.92	4,968,052	1,018,031	371,428	△ 646,603
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	1	—	1	639.26	289.83	205,335	204,100	252,261	48,161
日本貿易振興機構	4	1	—	3	1,078.13	1,971.25	1,053,500	281,187	192,783	△ 88,404
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4	4	—	—	6,057.97	5,213.11	1,201,410	723,000	1,057,571	334,571
土木研究所	1	—	—	1	84,590.00	1,123.42	823,840	26,830	27,000	169
海技教育機構	1	—	—	1	—	6,927.88	393,948	84,360	5,250	△ 79,110
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	—	3	—	16.60	23.14	7,000	6,420	3,869	△ 2,550
計	210	135	12	63	375,163.25	50,605.80	48,581,435	35,599,452	44,186,729	8,587,277

- 注(1) 科学技術振興機構の2物件及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構の3物件はリゾート会員権である。
- 注(2) 宿舎のうち、国際協力機構の89物件、国際交流基金の6物件及び科学技術振興機構の1物件は区分所有宿舎である。
- 注(3) 建物附属設備のみの譲渡(水産総合研究センター)については、数量は計上していない。
- 注(4) 物件数について、敷地の一部を譲渡したものについても、1物件として計上している。

不動産の種類別にみると、宿舎が135物件と最も多く、この大半は国際協力機構の区分所有宿舎89物件であり、その他については、主に研究施設や事業用地の譲渡である。譲渡収入額と帳簿価額との差額についてみると、全体としては、譲渡収入額が帳簿価額を85億円上回っている。この主な要因は、国立印刷局において、都心部の不動産を帳簿価額を上回る価格で売却したことによるものである。

次に、動産等の処分の状況についてみると、図表3-4のとおりであり、15法人で譲渡を行っている。

図表3-4 動産等の処分の状況

(単位：千円)

法人名	科目名	数量	取得価額	帳簿価額 (A)	譲渡収入額 (B)	差額 (B) - (A)
農林水産消費安全技術センター	工具器具備品	1	31,554	1,998	37	△ 1,960
	預託金	9	86	86	86	—
水産大学校	船舶	1	472,485	47,248	84,000	36,751
農業・食品産業技術総合研究機構	工具器具備品	9	100,441	6,266	6,266	—
	電話加入権	180	12,960	12,960	1,063	△ 11,896
農業生物資源研究所	電話加入権	52	3,744	208	207	△ 0
国際農林水産業研究センター	電話加入権	14	1,008	1,008	44	△ 963
水産総合研究センター	船舶	4	363,000	212,600	30,345	△ 182,255
農業者年金基金	車両運搬具	1	3,147	314	31	△ 283
産業技術総合研究所	工具器具備品	17	885,094	68,216	70,390	2,173
新エネルギー・産業技術総合開発機構	機械装置、構築物	2	42,122	11,994	13,000	1,005
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	機械装置	21	474,209	311,878	311,878	—
	施設利用権	1	1,745	2,000	2,000	—
航海訓練所	船舶	2	195,000	60,678	114,450	53,772
海技教育機構	船舶	1	88,550	1,890	1,890	—
航空大学校	航空機	3	35,300	35,300	22,675	△ 12,625
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	敷金・保証金	1	1,500	1,500	1,500	—
国立環境研究所	車両運搬具	1	1,605	551	350	△ 201
計		320	2,713,554	776,699	660,215	△ 116,484

動産等の処分の内訳は各法人で様々であり、譲渡収入額は船舶や機械装置等の事業用の資産によるものがほとんどを占めている。

イ 譲渡の方法

各法人の不動産の譲渡の方法についてみると、図表3-5のとおりである。

図表3-5 不動産の譲渡の方法

(単位：千円)

法人名	一般競争契約					随意契約	
	個別売却		一括売却			個別売却	
	契約 件数	譲渡収入額	契約 件数	物件 数	譲渡収入額	契約 件数	譲渡収入額
情報通信研究機構	—	—	—	—	—	1	10,438
国際協力機構	2	535,835	7	92	657,626	—	—
国際交流基金	1	10,250	1	5	19,000	—	—
造幣局	6	2,305,811	—	—	—	3	469,363
国立印刷局	23	9,071,551	—	—	—	9	22,321,333
国立青少年教育振興機構	—	—	—	—	—	1	105,316
国立科学博物館	—	—	—	—	—	1	2,679
放射線医学総合研究所	—	—	—	—	—	1	367,863
科学技術振興機構	1	29,482	—	—	—	2	14,640
理化学研究所	1	1,588,888	—	—	—	—	—
日本学生支援機構	—	—	1	2	352,610	—	—
国立高等専門学校機構	—	—	—	—	—	1	2,020
勤労者退職金共済機構	1	69,700	—	—	—	—	—
高齢・障害・求職者雇用支援機構	2	222,500	—	—	—	1	2,415
福祉医療機構	1	217,000	—	—	—	—	—
労働者健康福祉機構	2	11,002	—	—	—	—	—
国立病院機構	1	410,000	—	—	—	—	—
医薬基盤研究所	—	—	—	—	—	1	32,147
年金積立金管理運用	1	67,100	—	—	—	—	—
種苗管理センター	—	—	—	—	—	2	10,048
家畜改良センター	—	—	—	—	—	4	13,020
農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	—	—	—	7	850,938
農業生物資源研究所	—	—	—	—	—	4	1,789,679
森林総合研究所	6	537,301	1	2	62,000	2	38,853
水産総合研究センター	—	—	—	—	—	3	8,725
農畜産業振興機構	—	—	—	—	—	1	1,194
農業者年金基金	1	68,100	—	—	—	—	—
産業技術総合研究所	1	371,428	—	—	—	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	252,261	—	—	—	—	—
日本貿易振興機構	3	105,783	—	—	—	1	87,000
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	777,571	—	—	—	1	280,000
土木研究所	—	—	—	—	—	1	27,000
海技教育機構	—	—	—	—	—	1	5,250
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	—	—	—	—	—	3	3,869
計	58	16,651,565	10	101	1,091,236	51	26,443,798

注(1) 一括売却とは、複数の物件をまとめて売却したものをいう。

注(2) 個別売却の物件数は、契約件数と同数のため、記載を省略している。

注(3) 建物附属設備のみの譲渡（水産総合研究センター）については、上表による分析の対象から除いているため、譲渡収入額の計は図表3-3と一致しない。

一般競争契約により不動産の譲渡を行っている法人は19法人で、契約件数は68件となっており、このうち、一括売却により譲渡を行っている法人は4法人で契約件数は10件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は22法人で、契約件数は51件となっている。随意契約については、地方公共団体から道路拡張等の要請を受けたことにより、資産を譲渡しているものが多くを占めている。

また、法人の中には、不動産の譲渡に当たり、当該譲渡に係る事務の補助に関する委託契約を結ぶなどして、仲介業者を使用している法人があり、その状況を示すと図表3-6のとおりである。

図表3-6 仲介業者を使用して譲渡した不動産の状況

法人名	数量			譲渡収入額 (千円)	委託手数料の算定方法 (消費税抜き)	委託手数料 (円) (消費税抜き)
	物件数	土地 (㎡)	建物延べ 面積 (㎡)			
国際協力機構	94	14,838.89	12,868.12	1,193,461	譲渡金額×3%	35,803,857
国立印刷局	12	7,533.36	—	760,634	譲渡金額×2%	15,212,680
	3	3,540.21	2,261.63	954,328	譲渡金額×0.1%	954,328
科学技術振興機構	1	15.47	48.07	29,482	定額	483,000
理化学研究所	1	1,009.10	1,659.17	1,588,888	譲渡金額×0.0000001%	1
日本学生支援機構	2	888.29	3,587.12	352,610	定額	900,000
勤労者退職金共済機構	1	2,304.00	—	69,700	譲渡金額×0.1%	69,700
高齢・障害・求職者雇用支援機構	1	987.98	455.89	14,500	定額	800,000
	1	1,423.42	—	208,000	譲渡金額×0.3%	624,000
福祉医療機構	1	1,957.26	1,383.40	217,000	譲渡金額×0.1%	217,000
労働者健康福祉機構	2	16,044.00	556.63	11,002	譲渡金額×1.4%	154,028
年金積立金管理運用	1	298.67	200.82	67,100	譲渡金額×0.01%	6,710
	1	125.05	52.06	43,000	定額	800,000
森林総合研究所	5	2,051.10	1,068.01	494,301	—	—
	2	808.47	321.12	62,000	譲渡金額×3%	1,860,000
農業者年金基金	1	659.64	723.95	68,100	—	—
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2	639.26	289.83	252,261	譲渡金額×0.001%	2,522
	1	678.14	497.40	75,788	—	—
日本貿易振興機構	2	399.99	1,100.85	29,995	譲渡金額×0.1%	29,995
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4	6,057.97	5,213.11	1,057,571	譲渡金額の総額が8億円未満 (譲渡金額×1%+60,000円)、 8億円以上(譲渡金額×1.5% +60,000円)	15,923,565
計	138	62,260.27	32,287.18	7,549,723		73,841,386

注 (1) リゾート会員権に係る譲渡は除いている。

注 (2) 委託手数料の算定方法及び委託手数料が「—」となっているものは、仲介業者が買手側からのみ手数料を受け取っているなどのものである。

仲介業者を使用している法人は15法人あり、不動産の売却に係る知見がないなどの理由から、仲介業者を使用している。委託手数料の算定方法についてみると、契約内容の違いなどがあるため、一概には比較できないが、手数料率では最も高いもので3%となっている。

そして、委託手数料と業務の内容についてみたところ、契約書の作成が適切ではない事態が次のとおり見受けられた。

<事例3-1>

高齢・障害・求職者雇用支援機構は、旧三重障害者職業センター（取得価額7673万余円、帳簿価額5870万余円）を平成23年度に売却し、譲渡収入額1450万円から譲渡に要した費用162万余円を控除した額1287万余円を23年度に不要財産として国庫納付した。

同機構は、当該売却に関し、仲介業者と当該物件の問合せへの対応や宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条の重要事項の説明等の仲介業務を含む補助業務に関する委託契約を締結し、委託手数料80万円（消費税抜き）を定額で支払っていた。

仲介業務に係る仲介手数料については、「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額」（昭和45年建設省告示第1552号）において、上限が定められており、売買に係る代金の額が400万円を超える場合の上限の算定式は、「売買金額×3%+6万円」となっている。そして、この算定式に上記の譲渡収入額を用いると、当該売却に係る仲介手数料の上限は49.5万円となる。

しかし、当該契約書には、仲介業務の対価（仲介手数料）とそれ以外の業務の対価が区分されていないため、仲介業務の対価について、上限の範囲内で支払われたのかが不明となっている。

したがって、契約書において、仲介業務の対価とそれ以外の業務の対価について、明確に

区分する必要があったと認められる。

次に、動産等を不要財産として譲渡した方法についてみると、図表3-7のとおりである。

図表3-7 動産等の譲渡の方法 (単位：千円)

法人名	科目名	一般競争契約			指名競争契約			随意契約		
		契約件数	数量	譲渡収入額	契約件数	数量	譲渡収入額	契約件数	数量	譲渡収入額
農林水産消費安全技術センター	工具器具備品	—	—	—	—	—	—	1	1	37
	預託金	4	4	42	—	—	—	5	5	43
水産大学校	船舶	1	1	84,000	—	—	—	—	—	—
農業・食品産業技術総合研究機構	工具器具備品	—	—	—	—	—	—	7	9	6,266
	電話加入権	—	—	—	—	—	—	1	180	1,063
農業生物資源研究所	電話加入権	—	—	—	—	—	—	1	52	207
国際農林水産業研究センター	電話加入権	—	—	—	—	—	—	1	14	44
水産総合研究センター	船舶	2	2	19,950	—	—	—	2	2	10,395
農業者年金基金	車両運搬具	—	—	—	—	—	—	1	1	31
産業技術総合研究所	工具器具備品	5	5	7,990	—	—	—	1	12	62,400
新エネルギー・産業技術総合開発機構	機械装置、構築物	1	2	13,000	—	—	—	—	—	—
	機械装置	—	—	—	—	—	—	4	21	311,878
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	施設利用権	—	—	—	—	—	—	1	1	2,000
航海訓練所	船舶	2	2	114,450	—	—	—	—	—	—
海技教育機構	船舶	—	—	—	1	1	1,890	—	—	—
航空大学校	航空機	3	3	22,675	—	—	—	—	—	—
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	敷金・保証金	—	—	—	—	—	—	1	1	1,500
国立環境研究所	車両運搬具	1	1	350	—	—	—	—	—	—
計		19	20	262,457	1	1	1,890	26	299	395,867

一般競争契約により譲渡を行っている法人は8法人で契約件数は19件となっており、指名競争契約により譲渡を行っている法人は1法人で契約件数は1件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は9法人で契約件数は26件となっている。随意契約については、研究を委託している業者に対して委託契約の規定に基づき譲渡したもののや、少額随意契約によるものが大半を占めている。

(3) 有価証券の処分の状況

ア 有価証券の処分の概要

有価証券を不要財産として処分した状況について示すと、図表3-8のとおり、10法人で譲渡を行っており、多くの法人は、有価証券を帳簿価額以上の金額で譲渡している。

図表3-8 有価証券の処分の状況 (単位：百万円)

法人名	銘柄数	取得価額	帳簿価額 (A)	譲渡収入額 (B)	差額 (B)-(A)
情報通信研究機構	33	9,426	9,485	9,619	134
国際交流基金	71	34,135	33,207	34,207	999
国立青少年教育振興機構	13	6,018	6,052	6,133	80
福祉医療機構	157	245,045	245,239	256,178	10,939
医薬基盤研究所	16	3,257	3,255	3,409	154
新エネルギー・産業技術総合開発機構	28	16,862	16,922	17,149	227
日本貿易振興機構	5	14,904	14,878	15,636	757
情報処理推進機構	10	6,450	6,540	6,636	96
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	14	4,798	4,799	4,497	△ 301
住宅金融支援機構	191	212,357	212,153	219,937	7,783
計	538	553,258	552,535	573,406	20,871

しかし、これらの法人の中には帳簿価額よりも低い価格で有価証券を譲渡していた法人があり、その状況を示すと図表3-9のとおりである。

図表3-9 譲渡収入額が帳簿価額を下回った債券の状況 (単位：千円)

法人名	銘柄	取得年月日	取得価額	帳簿価額 (A)	譲渡収入額 (B)	差額 (B)－(A)
国際交流基金	フランス国債Q2177	平成21年3月24日	882,066	860,126	841,340	△ 18,786
	フランス国債P9179	平成21年3月26日	974,955	917,327	881,984	△ 35,342
	フランス国債Q2170	平成21年11月5日	862,755	793,687	756,469	△ 37,218
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際復興開発銀行債券	平成15年10月1日	1,200,000	1,200,000	786,600	△ 413,400
計			3,919,776	3,771,141	3,266,393	△ 504,747

譲渡収入額が帳簿価額を下回っていた債券は、仕組債や外貨建債券であり、事例を示すと次のとおりである。

<事例3-2>

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、講ずべき措置において、高度船舶技術開発等業務の利子補給業務及び債務保証業務を終了して、当該業務に係る政府出資金10億円を国庫納付することとされたことを受け、保有していた有価証券14銘柄（取得価額47億9815万円、帳簿価額47億9908万余円）を平成23年7月に44億9715万余円で売却し、当該譲渡収入額と保有していた現金預金1247万余円を合わせた45億0962万余円のうち政府出資に相当する部分の8億4950万余円を国庫納付した。

当該譲渡収入額と帳簿価額を比較してみると、譲渡を行った14銘柄のうち、13銘柄については、1億1146万余円の売却益がでていたものの、仕組債1銘柄（国際復興開発銀行債券：帳簿価額12億円）については、4億1340万円の売却損が生じていた。

また、有価証券の譲渡の中には、外貨建債券を譲渡したことに伴い、為替差損が確定し、円貨債の売却により補填した事態が次のとおり見受けられた。

<事例3-3>

国際交流基金は、国際交流基金法（平成14年法律第137号）第16条第2項において、支払が外国通貨で行われる事業の実施に必要な経費の財源を得ようとするときは、外貨建債券の取得により運用資金を運用することができると定められており、パリ日本文化会館におけるユーロ経費の支払のために外貨建外債を保有していた。同基金は、講ずべき措置において、日米親善交流基金及び日中21世紀基金を除く運用資金342億円を国庫納付することとされたことを受け、平成22年度に当該外貨建外債を不要財産として認定し、同じく不要財産と認定した円貨債と合わせた譲渡収入額計342億0707万余円（外貨建外債54億6403万余円、円貨債287億4303万余円）及び現金預金227万余円を合わせた合計342億0935万余円を国庫納付した。

その際、外貨建外債については、為替相場が外貨建外債取得時よりも円高になり、譲渡時の円貨での売却収入が外貨建外債取得時の円貨での価格よりも10億0547万余円減少したため、円貨債の売却により差額を補填していた。

イ 譲渡の方法

有価証券の譲渡の方法についてみると、図表3-10のとおりである。

図表3-10 有価証券の譲渡の方法

(単位：百万円)

法人名	契約方式	銘柄数	引き合い者数 応札者数	売却方法	譲渡収入額
情報通信研究機構	随意契約	33	9	個別(銘柄ごと)	9,619
国際交流基金	指名競争契約	6	4	個別(銘柄ごと)	1,581
		5	4	個別(銘柄ごと)	3,125
		13	9	一括	4,654
		18	9	一括	9,342
		15	8	一括	8,317
		7	10	一括	1,720
		1	5	個別	521
		3	4	一括	2,462
		3	4	一括	2,479
国立青少年教育振興機構	随意契約	13	10	個別(銘柄ごと)	6,133
福祉医療機構	指名競争契約	157	5	一括	256,178
医薬基盤研究所	随意契約	16	4	個別(銘柄ごと)	3,409
新エネルギー・産業技術総合開発機構	随意契約	28	引き合いを かけていない		17,149
日本貿易振興機構	指名競争契約	2	4	個別(銘柄ごと)	13,509
	一般競争契約	3	2	一括	2,127
情報処理推進機構	随意契約	10	4	一括	6,636
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	随意契約	14	引き合いを かけていない		4,497
住宅金融支援機構	指名競争契約	161	3	一括	169,362
		30	4	一括	50,575
計		538			573,406

注(1) 「引き合い者数 応札者数」について、随意契約は引き合い者数を、一般競争契約及び指名競争契約は応札者数を記載している。

注(2) 一括売却とは、複数の有価証券をまとめて売却したものをいう。

各法人の有価証券の譲渡先は、全て証券会社となっており、譲渡先の選定方法についてみると、多くの法人において、入札や引き合いを行って競争性を確保している。入札や引き合いを行っていない法人は2法人あり、このうち、新エネルギー・産業技術総合開発機構は、有価証券を売却する際に、譲渡収入が帳簿価額を上回ること及び23年1月中に一括売却することを条件として、格付等により判定した3者に対して引き合いに応じることが可能か確認したところ、2者から応じることができないとの回答を受けたため、22年度までに国庫納付することとする講ずべき措置に示された期限を考慮して、対応可能との回答があった証券会社に譲渡を行っている。

そして、同じく引き合いを行っていない鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事態は、次のとおりである。

<事例3-4>

鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、仕組債1銘柄及び仕組債以外の13銘柄の有価証券を、それぞれ保管している証券会社（以下「管理会社」という。）に譲渡し、事例3-2のとおり、8億4950万余円を国庫納付した。

その際、同機構は、管理会社から、管理会社以外の証券会社に売却を行う場合は、各証券会社は、売却前のある時点の価格を出すため、保守的な価格を出さざるを得ないなどの説明を受けたことから、管理会社が提示した額以上の価格で他の証券会社に売却することは不可能と判断して、管理会社からの提示額の妥当性を公社債店頭売買参考統計値等により確認の上、各管理会社にそれぞれ譲渡を行っていた。

しかし、同機構以外の法人の中には、有価証券の譲渡に当たり、引き合いを行うなどした

結果、管理会社が提示した額以上の価格で管理会社以外の証券会社に譲渡をしている法人もあることから、譲渡先の選定に当たっては、引き合いを行うなどして、競争性の確保に努めるべきであったと認められる。

また、引き合いを行っていない2法人を除いた8法人の有価証券の譲渡の方法についてみると、個別売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、一括売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、個別売却、一括売却両方の方法により譲渡を行っている法人が2法人となっている。

上記の譲渡の方法を選択した理由として、一括売却を行っている住宅金融支援機構を例にとると、売却した有価証券には、1億円未満の債券や国債以外の銘柄も含まれており、ある程度まとまった金額での売却の方が証券会社としても購入しやすく、より高い価格で譲渡できる可能性があるとの意見を踏まえ、また、事務処理リスクの観点から、一括売却で譲渡を行っている。

一方、個別売却を行っている情報通信研究機構を例にとると、個別に売却を行う方が銘柄ごとに値段を競わせることができるため一括売却よりもより高く売却できるとして、個別売却で譲渡を行っている。

有価証券の譲渡の方法については、銘柄数や譲渡規模、買手側の需要の状況が様々であるため、一概には比較できないが、有価証券の譲渡収入額は5734億円と多額に上っており、また、1銘柄当たりの譲渡収入額（平均で約10.6億円）も大きいことなどを踏まえると、有価証券の売却に際しては、譲渡取引において十分な競争性を確保することが必要である。

4 国庫納付の状況

(1) 国庫納付等の状況

ア 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況

通則法に基づく22、23両年度の不要財産の国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況は、図表4-1のとおりである。

図表4-1 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況 (単位：百万円)

納付先又は払戻先	法人数	納付額又は払戻額	減資を行った法人数	減資額
国庫納付	50	973,037	41	935,376
民間等出資の払戻し	5	1,768	5	1,918
計		974,805		937,294

(注) 国庫納付額と減資額との差は、政府からの支出を取得財源とした資産については減資が行われないことなどによる。また、民間等出資の払戻額と減資額との差は、減資を当初の出資金額で行うものの、実際の払戻額が当該出資金額を下回ったことによる。

通則法第46条の2（附則第3条によるものを含む。）に基づいて50法人が計9730億円を国庫納付しており、通則法第46条の3に基づいて5法人が計17億円の民間等出資の払戻しを行っている。

また、通則法第46条の2第4項及び同法第46条の3第4項の規定により、政府出資等に係る不要財産の国庫納付又は民間等出資に係る不要財産の払戻しを行った場合には、これに伴い資本金を減少することとされており、国庫納付に対応して41法人が計9353億円を減資しており、民間等出資の払戻しに対応して5法人が計19億円を減資している。

国庫納付を行った法人及び減資を行った法人の内訳は、以下の図表4-2のとおりである。

図表4-2 国庫納付及び減資を行った法人の内訳 (単位：百万円)

法人名	現物納付 (第46条の2第1項) (A)	譲渡収入の納付 (第46条の2第2項、第3項) (附則第3条) (B)	計 (A) + (B)	減資額
国民生活センター	5,836	-	5,836	-
情報通信研究機構	14,720	9,614	24,334	19,947
国際協力機構	-	1,151	1,151	3,346
国際交流基金	745	34,236	34,982	35,001
造幣局	3,120	2,652	5,772	5,091
国立印刷局	98,785	28,006	126,791	125,838
国立青少年教育振興機構	4,000	6,238	10,238	10,123
国立科学博物館	148	-	148	173
放射線医学総合研究所	-	367	367	138
科学技術振興機構	11	32	44	28
理化学研究所	-	1,552	1,552	668
宇宙航空研究開発機構	32	-	32	49
日本学生支援機構	-	95	95	-
海洋研究開発機構	1,838	-	1,838	1,798
国立高等専門学校機構	-	1	1	0
勤労者退職金共済機構	151	67	219	-
高齢・障害・求職者雇用支援機構	26	223	249	218
福祉医療機構	39,049	256,199	295,249	279,608
労働政策研究・研修機構	336	-	336	336
労働者健康福祉機構	1,711	11	1,722	522
国立病院機構	1,893	408	2,301	3,012
医薬基盤研究所	1,129	3,441	4,570	4,413
年金積立金管理運用	-	67	67	-
農林水産消費安全技術センター	-	0	0	31
種苗管理センター	-	5	5	5
家畜改良センター	-	4	4	3
水産大学校	-	84	84	472
農業・食品産業技術総合研究機構	597	50	647	631
農業生物資源研究所	595	5	600	4,977
農業環境技術研究所	2	-	2	-
国際農林水産業研究センター	-	0	0	-
森林総合研究所	355	481	836	831
水産総合研究センター	1,100	39	1,139	1,470
農畜産業振興機構	12,660	0	12,661	0
農業者年金基金	5	67	73	-
農林漁業信用基金	27,756	-	27,756	27,756
産業技術総合研究所	153	440	594	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	21,325	265	21,591	22,464
日本貿易振興機構	12,111	15,829	27,940	28,156
情報処理推進機構	14,414	-	14,414	14,414
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,593	243	3,837	1,867
中小企業基盤整備機構	53,781	-	53,781	53,698
土木研究所	47	25	73	874
航海訓練所	-	114	114	195
海技教育機構	-	7	7	482
航空大学校	-	22	22	35
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,662	854	4,516	4,654
住宅金融支援機構	234,056	50,289	284,345	281,900
国立環境研究所	-	0	0	-
駐留軍等労働者労務管理機構	81	-	81	128
計	559,838	413,198	973,037	935,376

イ 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額

通則法に基づき、22、23両年度に不要財産の国庫納付を行った法人について、資産別の国庫納付方法の状況をみると図表4-3のとおりである。

図表4-3 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額の状況 (単位：百万円)

資産名	現物納付 (第46条の2第1項)		譲渡収入の納付 (第46条の2第2項、第3項) (附則第3条)		計	
	法人数	金額	法人数	金額	法人数	金額
不動産	15	104,500	32	36,495	36	140,995
動産等	-	-	15	589	15	589
有価証券	-	-	8	376,113	8	376,113
現金預金	28	455,338	-	-	28	455,338
計	35	559,838	40	413,198	50	973,037

注(1) 複数の資産を国庫納付している法人は、それぞれの資産ごとに集計しており、重複する法人があるため、計は一致しない。

注(2) 現物納付の法人別内訳は、巻末別表9参照

注(3) 譲渡収入の納付の法人別内訳は、巻末別表10参照

不動産の国庫納付は現物納付と譲渡収入の納付の双方が見られるものの、動産等及び有価証券の国庫納付は譲渡収入の納付のみとなっている。

資産別の国庫納付額をみると、現金預金の現物納付が4553億円と最も多額になっている。これについて分析したところ、その内訳は図表4-4のとおりであり、譲渡収入に係る現金預金を現物納付として国庫納付している法人が10法人、計1963億円となっている。

図表4-4 現金預金の現物納付の内訳 (単位：百万円)

内訳	法人数	金額
敷金等の返戻による収入	7	13,599
譲渡による収入	10	196,355
事業の見直しによる余剰資金等	22	245,383
計	28	455,338

注(1) 集計に当たり、日本貿易振興機構が敷金等の返戻金を有価証券で運用し、当該有価証券を譲渡して通則法第46条の2第2項及び第3項で国庫納付した金額(簿価超過額を含む。)2,127百万円は上表の「敷金等の返戻による収入」に含めていないため、図表2-5(返戻金額等の状況)の金額とは一致しない。

注(2) 「譲渡による収入」に係る現金預金の現物納付は、資産を譲渡して得た資金及び当該資金の一部を事業費に充当するなどした残額を集計したものである。

注(3) 重複する法人があるため、計は一致しない。

注(4) 法人別内訳は、巻末別表9参照

このうち、不要財産として有価証券を譲渡することにより得た現金預金を国庫納付する際に、譲渡収入を国庫納付する場合の根拠条文である通則法第46条の2第2項及び第3項を適用せずに、現物納付する場合の根拠条文である同法第46条の2第1項に基づき国庫納付している事例が、新エネルギー・産業技術総合開発機構、情報処理推進機構及び住宅金融支援機構の3法人で見受けられた。この場合、簿価超過額（売却益相当額）が生じたときには、当該金額が国庫納付されずに中期目標期間の終了時まで法人内部に留保されることがある。このうち、情報処理推進機構の事例を示すと以下のとおりである。

<事例4-1>

情報処理推進機構では、不要財産として認定した信用基金（90億5188万余円）の国庫納付に当たり、平成23年1月13日付で不要財産の国庫納付申請書を主務省である経済産業省に提出している。そして、同機構は、信用基金の政府出資金見合いの資産の一部を有価証券（債券）で保有していたことから、国庫納付するための資金を得るために同年2月18日に債券を売却し、65億3711万余円の売却収入（売却益9622万余円を含む。）を得た。

その後、同機構は、譲渡収入により得た資金（簿価超過額を除く。）に加え、現金預金として保有していた手元資金を合わせた政府出資相当額90億5188万余円のみを通則法第46条の2第1項に基づき、現金預金の現物納付として国庫納付していた。その結果、同法第46条の2第3項が適用されないため、簿価超過額9622万余円が納付されていなかった。

ウ 資産別の民間等出資の払戻額

民間等出資の払戻しに関し、その資産別の内容及び払戻額の状況は、図表4-5のとおりである。不動産、動産等の民間等出資の払戻しの実績はなかった。なお、民間等出資の払戻方法は、全て現金預金による払戻しとなっている。

図表4-5 民間等出資の払戻しの状況（単位：百万円）

資産名	法人数	払戻額
不動産	-	-
動産等	-	-
有価証券	2	861
現金預金	4	906
計	5	1,768

注(1) 重複する法人があるため、計は一致しない。

注(2) 法人別内訳は、巻末別表11参照

22、23両年度に民間等出資の払戻しを行った法人数は5法人（うち1法人は、有価証券、現金預金の双方に該当する。）あり、総額17億円となっている。資産別では、有価証券を譲渡した現金預金で払戻しを行った法人が2法人で計8億円、保有していた現金預金で払戻しを行った法人が4法人で計9億円となっている。

エ 国庫納付等の予定

23年度末までに国庫納付の申請書を提出済みで、国庫納付を予定している資産の内容は図表4-6のとおりとなっており、国庫納付予定額の総額は計119億円で、このうち不動産の譲渡収入に係るものが72億円と最も多額となっている。

図表4-6 資産別国庫納付予定額の状況 (単位：百万円)

資産名	現物納付 (第46条の2第1項)	譲渡収入の納付 (第46条の2第2項、 第3項)	計
不動産	3,018	7,286	10,305
動産等	-	26	26
有価証券	-	-	-
現金預金	1,568		1,568
計	4,587	7,312	11,900

注(1) 上記の金額は予定額であり、国庫納付時には変更になる場合がある。

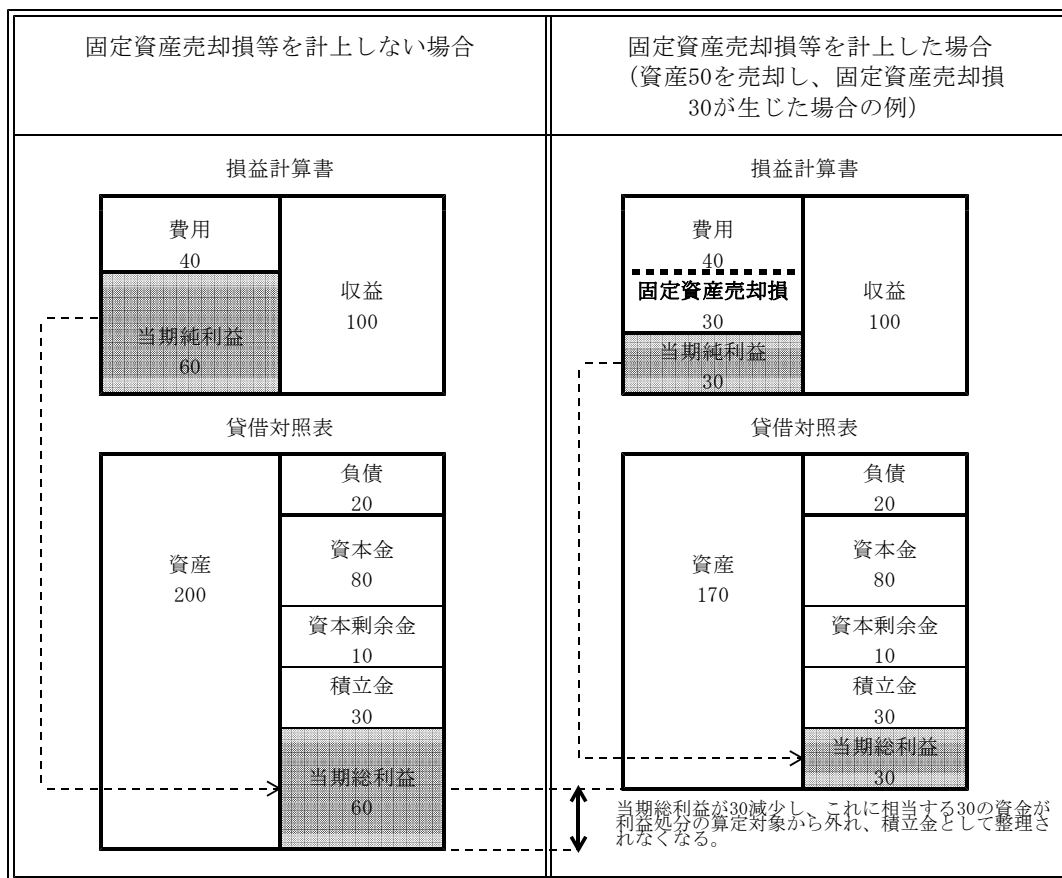
注(2) 法人別内訳は、巻末別表12参照

また、23年度末までに民間等出資に係る不要財産の払戻請求の催告認可の申請書を提出済みで、今後、民間等出資の払戻しを予定している法人は、理化学研究所1法人である。同研究所は、23年度末までに民間等出資に係る不要財産の払戻請求の催告認可を主務大臣から受けており、24年度以降、出資者に対し催告を行い、民間等出資金3686万余円について、請求のあった者に出資比率に応じた払戻しを行うこととしている。

(2) 固定資産売却損等の状況

前記の3(2)でみたとおり、独立行政法人は、政府出資等に係る不要財産の国庫への現物納付に代えて、譲渡収入の納付を行うことができる。そして、この際に行う資産の売却等において、売却による収入金額が当該資産の取得価額を下回る場合は、損益計算書にキャッシュ・フローを伴わない費用として固定資産売却損を計上するなどしている例が見受けられる。この場合、当該損益計算において、固定資産売却損等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金は、個別法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、法人内部に現金預金等として留保されることとなる(図表4-7参照)。

図表4-7 固定資産売却損等を計上する会計処理の概念図



固定資産売却損の会計処理については、23年6月に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成12年8月総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会策定。以下「独立行政法人会計基準Q&A」という。）が改訂される前は、譲渡した資産が国から現物出資された資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産（以下「特定の資産」という。）であり、その譲渡収入で代替資産の取得を予定している場合は、譲渡差額を損益計算上の費用には計上せず資本剰余金を減額するものとして整理されていた。一方で、特定の資産であり、その譲渡収入により代替資産を取得することが予定されない場合や特定の資産に該当しない通常の資産の場合は、損益計算書に固定資産売却損を計上することとされていた。

したがって、特定の資産の売却に際して固定資産売却損を計上している場合には、当該固定資産売却損を計上することにより法人内部に資金が留保される一方、法人において、当該資金等を元に、代替資産を取得することが予定されていなかったと考えられる。

そこで、23年度末までに、附則第3条により、政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして譲渡収入を国庫納付していた法人のうち、1000万円以上の譲渡差額を損益計算書に固定資産売却損等として計上している法人について検査したところ、図表4-8のとおり、4法人において、固定資産売却損等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、積立金として整理されていなかった。そして、その結果、個別法に基づく中期目標期間の終了後の国庫納付がされず、法人内部に資金が留保されている状況となっていた。

図表4-8 固定資産売却損等の計上の状況 (単位：千円)

法人名	譲渡を行った 不要財産の内容 (譲渡の年月)	取得日におけ る帳簿価額 (A)	譲渡収入額 (B)	固定資産売却 損等の額 (A) - (B)
国立青少年教育振興機構	玉穂宿舍北側敷地 (平成22年3月)	123,311	105,316	17,995
水産総合研究センター	調査船「探海丸」 (20年3月)	81,000	7,350	73,650
日本貿易振興機構	FAZ支援センター土 地及び建物 (19年7月ほか)	928,800	122,686	806,113
海技教育機構	国立沖縄海上技術学 校の建物等、練習船 (17年8月ほか)	483,671	7,140	476,531

(注) 取得時に資産見返負債を計上して、売却時に資産見返収益が計上される資産の売却については、損益均衡となるため、法人内部に資金が留保されることはない。また、中期目標期間の最終年度に繰越欠損金が計上されている法人については、そもそも精算対象の積立金を計上していないため、これらは調査対象から除外している。

これらの4法人について事例で示すと、次のとおりである。

<事例4-2>

国立青少年教育振興機構は、平成22年3月に、国立青年の家から承継した静岡県御殿場市所在の玉穂宿舍北側敷地（承継時の帳簿価額1億2331万余円）を1億0531万余円で譲渡していた。そして、同機構は、この譲渡に係る収入金額1億0531万余円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、同機構は、上記敷地の譲渡に係る会計処理に関し、会計基準等に従い、21年度の損益計算書に土地売却損1799万余円を計上していた。

上記の土地売却損はキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、これと同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金1799万余円は、個別法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、同機構内部に預金等として留保されていた。

<事例4-3>

水産総合研究センターは、平成20年3月に、調査船「探海丸」（承継時の帳簿価額8100万

円)を735万円で譲渡していた。そして、同センターは、この譲渡に係る収入金額735万円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、同センターは、上記「探海丸」の譲渡に係る会計処理に関し、会計基準等に従い、19年度の試験研究・技術開発勘定の損益計算書に固定資産売却損7365万円を計上していた。

上記の固定資産売却損はキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、これと同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金7365万円は、個別法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、同センター内部に預金等として留保されていた。

<事例4-4>

日本貿易振興機構は、大阪りんくうFAZ支援センター(取得価額7億4500万円)を平成20年12月に2461万余円で、境港FAZ支援センター(同3380万円)を19年7月に672万余円で、山口FAZ支援センター(同1億5000万円)を19年7月に9135万円でそれぞれ譲渡していた。そして、同機構は、これらの譲渡に係る収入金額計1億2268万余円のうち消費税及び地方消費税に相当する額を控除した1億1699万余円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、同機構は、上記3センターの譲渡に係る会計処理に関し、会計基準等に従い、表のとおり、18年度及び19年度の損益計算書に減損損失をそれぞれ6億4006万余円、2702万余円、また、19年度及び20年度の損益計算書に固定資産売却損をそれぞれ6206万余円、7695万余円計上していた。

表 損益計算書に計上していた減損損失及び固定資産売却損の額 (単位:千円)

FAZ支援センター名	科目			
	平成18年度 減損損失	19年度 減損損失	19年度 固定資産売却損	20年度 固定資産売却損
大阪りんくう	616,403	27,026	—	76,957
境港	23,662	—	3,413	—
山口	—	—	58,650	—
計	640,065	27,026	62,063	76,957

上記の減損損失及び固定資産売却損(以下「減損損失等」という。)は、いずれもキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、各年度の損益計算において、当該減損損失等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金8億0611万余円は、個別法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、同機構内部に預金等として留保されていた。

<事例4-5>

海技教育機構(平成18年3月31日以前は海員学校)は、沖縄県うるま市所在の国立沖縄海上技術学校(以下「沖縄校」という。)の建物等(承継時の帳簿価額3億9512万余円)を17年8月に525万円で、船舶「練習船わかしお」(同8855万円)を同年6月に189万円でそれぞれ譲渡していた。そして、同機構は、この譲渡に係る収入金額計714万円を附則第3条の規定により適用する通則法第46条の2の規定に基づき23年3月に不要財産として国庫納付していた。

一方、同機構は、上記沖縄校の譲渡に係る会計処理に関し、「休止固定資産の会計処理及

び表示と監査上の取扱い」（昭和54年日本公認会計士協会監査第二委員会報告第2号）等に従い、16年度の損益計算書に船舶及び建物等に係る固定資産評価損3億9624万余円を計上し、また、会計基準等に従い、17年度の損益計算書に建物等に係る固定資産売却損7911万余円及び固定資産除却損117万余円を計上していた。

上記の固定資産評価損、固定資産売却損及び固定資産除却損（以下「固定資産評価損等」という。）は、いずれもキャッシュ・フローを伴わない費用として計上されるため、各年度の損益計算において、当該固定資産評価損等と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、この収益に相当する額は、利益処分において積立金として整理されないこととなる。その結果、積立金として整理されなかった資金4億7653万余円は、機構法に基づく中期目標期間終了後の国庫納付がされず、機構内部に預金等として留保されていた。

これらの4法人は、会計検査院の検査を踏まえて、当該留保資金について不要財産に該当するか否かを検討した結果、不要財産として認定し、国庫納付することとした。

第3 検査の結果に対する所見

1 検査の結果の概要

会計検査院は、独立行政法人における不要財産の認定等に関する各事項について、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、①政府出資及び保有資産の状況については、各法人に対する政府出資額及び各法人が保有する資産はどのように推移しているか、保有資産のうち土地及び建物については、未利用又は低利用となっているものはないか、保有資産のうち現金・預金、有価証券等の金融資産については、業務に有効に活用されていないものはないか、②不要財産の認定の状況については、合理化計画、基本方針等で国庫返納が求められた資産は、その後どのようなになっているか、法人が独自に不要財産として認定した資産にはどのようなものがあるか、法人の保有する資産のうち、不要財産と認められるものはないか、③不要財産の処分の状況については、各法人が不要財産を譲渡している場合、資産ごとの譲渡の方法はどのようなになっているか、譲渡の手続は適切なものとなっているか、④国庫納付の状況については、各法人が国庫納付等を行った資産について、その納付額、納付方法等はどのようなになっているか、国庫納付に関連する資産売却等の際の会計処理に関連して、法人内部に留保されている資金はないかなどに着眼して、102法人を対象に検査を行い、このうち47法人において会計実地検査を行った。

検査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 政府出資及び保有資産の状況

ア 政府出資等の状況

検査対象とした102法人の19年度から23年度までの間の年度末における政府出資金及び総資産の合計額の推移をみると、政府出資金は、23年度末で102法人のうち96法人において計上されており、その額は計24兆0689億円となっていて、19年度末の計16兆1236億円と比較して7兆9453億円増加している。総資産は、23年度末の合計で324兆4594億円となっていて、19年度末の合計414兆7107億円と比較して90兆2513億円と大幅に減少している。19年度から23年度までの政府支出額等（運営費交付金、施設整備費補助金及びその他の国庫補助金等）の合計額の推移をみると、23年度で計3兆3309億円となっていて、19年度の計2兆8899億円に比較して4410億円増加している（9～11ページ参照）。

イ 保有資産の状況

(7) 法人が保有する土地及び建物の状況

100法人が、土地又は建物を保有しており、23年度末における価額は、全体で土地計21兆2211億円、建物計5兆9084億円、合計27兆1296億円となっており、同年度末における102法人の総資産額324兆4594億円の8.36%（土地又は建物を保有する100法人の総資産額324兆3974億円の8.36%）となっている（11～26ページ参照）。

a 法人が保有する土地及び建物の現況

政府出資等に係る土地及び建物（販売用の資産を除く。）の現況について見たところ、事業用の土地及び建物が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が9法人において見受けられ、23年度末における帳簿価額は、土地計105億円、建物計0.7億円となっている。また、宿舍の跡地等が1年以上にわたり有効に利用されていない事態が7法人において見受けられ、23年度末における帳簿価額は、土地計29億円となっている（12～16ページ参照）。

b 法人が保有する宿舍の入居の状況及び福利厚生施設の稼働状況等

政府出資等に係る宿舍の入居の状況について見たところ、23年度末で1年以上にわたり入居者がいない宿舍が、11法人において727戸あり、23年度末の帳簿価額は、土地計53億円、建物計4億円、合計58億円となっている。

上記の宿舍を形態別にみると、集合住宅型宿舍は7法人において503戸、戸建型宿舍は8法人において215戸、マンションの一室等の区分所有型宿舍は2法人において9戸となっている。また、これらについて、入居者がいない期間別に分類したところ、2年以上3年未満のものが210戸（28.8%）と最も多くなっている。

また、23年度末の入居率が50%未満であり、かつ、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率も50%未満となっている宿舍（23年4月から24年3月までの期間を通じて入居者がいない宿舍を除く。）が、15法人において2,295戸あった。これらの宿舍の23年度末の帳簿価額は、土地計140億円、建物計34億円、合計175億円となっていて、入居率が30%以上40%未満のものが全体の28.1%と最も多くなっている。

政府出資等に係る福利厚生施設の保有状況についてみると、23年度末において、22法人が福利厚生施設を保有していた。施設の種類別にみると、宿泊施設を保有する法人が2法人で10施設（帳簿価額、土地計2億円、建物計1億円、合計3億円）、体育施設を保有する法人が20法人で172施設（同、土地計218億円、建

物計25億円、合計244億円)、会合施設を保有する法人が6法人で26施設(同、土地計27億円、建物計2億円、合計30億円)となっている。宿泊施設の23年度の稼働状況についてみると、2法人の10施設は、いずれも稼働率が40%を下回っていた。また、これらの体育施設及び会合施設の利用状況の確認ができないとする施設が12法人において57施設見受けられ、保有する体育施設及び会合施設の全部又は一部について利用状況が確認できた16法人についてみると、自法人以外の者の利用が50%を超えている施設が、7法人において19施設見受けられた(16~26ページ参照)。

(イ) 金融資産の状況

a 現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移

19年度から23年度までの間の各年度末における現金預金、有価証券、関係会社株式、敷金等の推移をみると、現金預金は、全ての法人が保有しており、23年度末における金額は38兆2629億円で、総資産に占める割合は11.79%となっている。有価証券は、23年度末で49法人が保有しており、その金額は12兆5689億円で、総資産に占める割合は3.87%となっている。関係会社株式は、23年度末で9法人が保有しており、その金額は3208億円で、総資産に占める割合は0.09%となっている。敷金等は、23年度末で52法人が保有しており、その金額は391億円で、総資産に占める割合は0.01%となっている(27~28ページ参照)。

b 現金預金及び政府出資等に係る金融資産の状況

(a) 現金預金の保有状況

現金預金の年度末における保有状況を検査したところ、使用を想定していない現金預金が独立行政法人設立以降23年度末まで留保されていた事態、主要な事業が終了した業務に係る前中期目標期間繰越積立金が今中期目標期間の終了する年度まで留保されることとなる状況となっていた事態及び現金預金の財源を把握するための十分な管理がなされていなかった事態が見受けられた(28~30ページ参照)。

(b) 政府出資等に係る定期預金の保有状況

政府出資等に係る定期預金を保有している法人数は、23年度末で28法人となっていて、その額は計7303億円となっている。23年度末から満期日までの残存期間が1年以内の定期預金が全体の約92%を占めており、大部分が余裕金

の一時的な運用のための保有となっているが、中期目標期間の上限である5年を超える定期預金を保有している法人が4法人あり、この中には、仕組預金を保有している法人が見受けられた。この仕組預金は、①払込み、利払い及び払戻しが日本円で行われ、預入期間が約10年から約30年と長期に及ぶ、②利払日における利率が、変動のものもある、③利率の上限（キャップ）及び下限（フロアー）が定められているものもある、④法人側から満期日前に解約することが困難であり、仮に解約できた場合でも、預入金額（投資元本）を払戻額が下回るリスクを有している、という特性も有している。

政府出資等に係る仕組預金は、3法人が計9口を保有しており、23年度末の貸借対照表価額は計123億円となっている（30～31ページ参照）。

(c) 政府出資等に係る有価証券（債券）の保有状況

政府出資等に係る債券を保有している法人数は、23年度末で30法人となっていて、その額は計1兆7611億円となっている。これらの債券は、通則法第47条に基づく主務大臣の指定する有価証券として保有するものが7473億円と最も多額となっており、その内容は主に社債となっている。また、中期目標期間の上限である5年を大幅に超えて、償還までに20年を超える債券を保有している法人が9法人あり、この中には、仕組債を保有している法人が見受けられた。

政府出資等に係る仕組債は、6法人が計36銘柄を保有しており、23年度末の貸借対照表価額は計431億円となっている。

仕組債を保有する6法人のうち、5法人は債券から得られる利息収入を事業の原資に充てる目的で保有している。これらの仕組債の利払日における利率は、一定の日における為替相場の水準による一定の算式に基づいて決定されるが、上限（キャップ）及び下限（フロアー）が定められているものもある。このため、上限利率及び下限利率の範囲では、為替相場の変動により利払日の利率が変動するなどのリスクを有しており、仕組債の保有期間を通じて安定した利息収入を得られるとは限らない。

仕組債の23年度末における適用利率の状況について検査したところ、3法人で9銘柄、貸借対照表価額計164億円の仕組債が利息を全く受け取れなくなっており、4法人で8銘柄、貸借対照表価額計112億円の仕組債が適用利率1%以

下となっている。

また、仕組債は、利率の変動リスク以外に、①債券の発行から償還までの期間が約20年から約30年と長期に及ぶ、②債券の発行体が、償還日前に早期償還できる権利（オプション）を保有している、③償還日前に売却又は解約することが困難であり、仮に売却又は解約できた場合でも、市場の状況によっては、投資元本を下回り、損失が発生するリスクを有している、という特性も有しているが、1法人では、事業経費等に資金を直接充当することを予定する勘定において仕組債を保有していた。

これら仕組債の23年度末における時価の状況をみると、利率が米ドルの為替相場で決定される仕組債の時価が貸借対照表価額を総額で約67億円下回っており、36銘柄中30銘柄で時価が貸借対照表価額を下回っている（31～38ページ参照）。

(d) 仕組債等の問題点等について

仕組債等は、安定かつ確実な利息収入が継続して得られるとは限らない債券等であり、利率変動リスクが顕在化した場合は、出資目的に沿った効果が十分に発現しないものとなる。また、流動性が低いことから、仕組債等を購入等した法人が何らかの対応を自主的に執ることが困難である。そして、償還等までの期間が長期間であることから、特殊法人当時から仕組債を保有している法人もあり、また、同期間が中期目標期間を大幅に超えていることから、法人の事業見直しなどに伴い事業原資の整理等を行う必要が生じた場合に支障を来すおそれがある（38ページ参照）。

c 関係会社株式等の保有状況

政府出資等に係る関係会社株式等については、23年度末で8法人が170社（投資事業組合等を含む。）の株式を保有しており、取得価額の合計は3693億円、実質価額の合計は3277億円となっている。

関係会社株式等の中には、実質価額が取得価額を大幅に超過しているものの、出資先から受取配当金収入を得ていないものや、出資先の会社において余裕資金の一時的な運用のために購入した債券の発行体が債務不履行に陥ったため、出資先が計上した債券の評価損による純資産価額の減少が原因となって実質価額が減少したものが見受けられた（38～41ページ参照）。

(2) 不要財産の認定の状況

ア 法人において行った不要財産の認定の状況

(ア) 政府から指摘を受けて行った不要財産の認定の状況

各法人が23年度までに不要財産と認定して国庫納付したものは8685億円（現物納付した実物資産の簿価は含まない。）となっており、このうち、政府から不要資産として指摘を受けたものなどが8218億円となっていて、国庫納付された不要財産のほとんどが政府から指摘された事項に係るものとなっている。講ずべき措置において22年度中又は23年度中に実施することとされている事項であって、23年度末までに国庫返納されていない不要資産は6法人の6事項となっていた。そして、政府から不要資産として具体的に指摘を受けた資産の中に、市場性がないため売却することが難しく、仮に売却できた場合でも元本割れになる可能性がある仕組債が含まれていて、国庫納付に支障がある事態が見受けられた（42～44ページ参照）。

(イ) 法人が独自に行った不要財産の認定の状況

各法人が独自に不要財産と認定して、23年度末までに国庫納付したものは12法人で計57億円となっており、政府から不要資産として指摘を受けたものに係る国庫納付額に比べて少額にとどまっている（44ページ参照）。

イ 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

(ア) 実物資産の売却による収入について

法人設立以降23年度末までの間に、処分時の帳簿価額が1件で50万円以上の土地、建物等の実物資産（政府からの出資又は支出が含まれないものなどを除く。）を売却したことにより、総額で1000万円以上の収入を得た法人のうち、23年度末までの間に通則法第46条の2（附則第3条によるものを含む。）の規定により国庫納付していたのは34法人で、その額は387億円となっている。また、譲渡収入額等について、資金が法人内部に留保されている事態が見受けられた（44～48ページ参照）。

(イ) 敷金等の返戻による収入について

法人設立以降23年度末までの間に、総額で1000万円以上の敷金等（政府からの出資又は支出が含まれないものを除く。）の返戻金を受けている法人のうち、23

年度末までの間に通則法第46条の2の規定により国庫納付していたのは6法人で、その額は157億円となっている。返戻金については、その財源が政府出資の場合又は運営費交付金であって会計処理において資本剰余金に振り替えている場合には、返戻金を新たに発生する敷金等の財源に充てるなどしない限り、当該返戻金は法人内部に留保されることになる（48～52ページ参照）。

(ウ) 清算分配金等による収入について

法人設立以降23年度末までの間に、政府出資等に係る関係会社株式等に係る清算分配金等を得ていた法人のうち、23年度末までの間に通則法第46条の2の規定により国庫納付していたのは6法人で、その額は23億円となっている（52～53ページ参照）。

(3) 不要財産の処分の状況

ア 譲渡収入額の状況

23年度末までに国庫納付した不要財産に係る譲渡収入額は、42法人で6182億円となっている。処分した資産別の法人数についてみると不動産を譲渡した法人が34法人と最も多い。譲渡収入額についてみると、有価証券の譲渡収入額が5734億円となっていて、全体の92%とそのほとんどを占めている。譲渡収入額について、通則法及び改正法の国庫納付の根拠条文別にみると、不動産の譲渡収入額については、附則第3条に基づく譲渡収入額が355億円となっており、改正法の施行日前に行われた財産の譲渡のうち、主務大臣が不要財産の譲渡とみなすと定めたものに係る譲渡収入額を国庫納付することとなったものが大半を占めている（54～56ページ参照）。

イ 不動産及び動産等の処分の状況

(ア) 不動産及び動産等の処分の概要

不動産を不要財産として処分した法人は34法人で、その譲渡収入額は441億円となっており、不動産の種類別にみると、宿舍が135物件と最も多い。譲渡収入額と帳簿価額との差額についてみると、全体としては、譲渡収入額が帳簿価額を85億円上回っている。動産等を不要財産として処分した法人は15法人となっており、その処分の内訳は各法人で様々であり、譲渡収入額は船舶や機械装置等の事業用の資産によるものがほとんどを占めている（56～58ページ参照）。

(イ) 譲渡の方法

不動産の譲渡について、一般競争契約により譲渡を行っている法人は19法人で、

契約件数は68件となっており、このうち、一括売却により譲渡を行っている法人は4法人で契約件数は10件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は22法人で、契約件数は51件となっており、地方公共団体から道路拡張等の要請を受けたことにより、資産を譲渡しているものが多くを占めている。不動産の譲渡に当たり、仲介業者を使用している法人は15法人あり、委託手数料の算定方法についてみると、最も高いもので「譲渡金額×3%」となっている。そして、仲介業者との契約についてみたところ、契約書の作成が適切でない事態が見受けられた。

動産等の譲渡について、一般競争契約により譲渡を行っている法人は8法人で契約件数は19件となっており、指名競争契約により譲渡を行っている法人は1法人で契約件数は1件となっている。随意契約により譲渡を行っている法人は9法人で契約件数は26件となっており、研究を委託している業者に対して委託契約の規定に基づき譲渡したものや、少額随意契約によるものが大半を占めている（58～61ページ参照）。

ウ 有価証券の処分の状況

(ア) 有価証券の処分の概要

有価証券を不要財産として処分した法人は10法人となっており、多くの法人が帳簿価額以上の金額で譲渡をしているが、2法人において、帳簿価額よりも低い価格で有価証券を譲渡していた（61～62ページ参照）。

(イ) 譲渡の方法

各法人の有価証券の譲渡先は、全て証券会社となっており、多くの法人において、入札や引き合いを行って競争性を確保しているが、入札や引き合いを行っていない法人が2法人見受けられた。引き合いを行っていない2法人を除いた8法人の有価証券の譲渡の方法についてみると、個別売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、一括売却のみの譲渡を行っている法人が3法人、個別売却、一括売却両方の方法により譲渡を行っている法人が2法人となっている（62～64ページ参照）。

(4) 国庫納付の状況

ア 国庫納付等の状況

(ア) 国庫納付、民間等出資の払戻し及び減資の状況

22、23両年度に、通則法第46条の2（附則第3条によるものを含む。）に基づいて50法人が計9730億円を国庫納付しており、通則法第46条の3に基づいて5法人が

計17億円の民間等出資の払戻しを行っている。

そして、国庫納付に対応して41法人が計9353億円を減資しており、民間等出資の払戻しに対応して5法人が計19億円を減資している（65～66ページ参照）。

(イ) 資産別の国庫納付方法及び国庫納付額

不動産の国庫納付は現物納付と譲渡収入の納付の双方が見られるものの、動産等及び有価証券の国庫納付は譲渡収入の納付のみとなっている。

資産別の国庫納付額をみると、現金預金の現物納付が4553億円と最も多額になっており、このうち、譲渡収入に係る現金預金を現物納付として国庫納付している法人が10法人、計1963億円となっている。当該10法人のうち、不要財産として有価証券を譲渡することにより得た現金預金を国庫納付する際に、譲渡収入を国庫納付する場合の根拠条文である通則法第46条の2第2項及び第3項を適用せずに、現物納付する場合の根拠条文である同法第46条の2第1項に基づき国庫納付している法人が見受けられた。この場合、簿価超過額（売却益相当額）が生じたときには、当該金額が国庫納付されずに法人内部に留保されることがある（66～68ページ参照）。

(ウ) 資産別の民間等出資の払戻額

22、23両年度に民間等出資の払戻しを行った法人は5法人（うち1法人は、有価証券、現金預金の双方に該当する。）であり、計17億円となっている。有価証券を譲渡した現金預金で払戻しを行った法人が2法人で計8億円、保有していた現金預金で払戻しを行った法人が4法人で計9億円となっている（68ページ参照）。

(エ) 国庫納付等の予定

23年度末までに国庫納付の申請書を提出済みで、国庫納付を予定している資産に係る国庫納付予定額の総額は、計119億円で、このうち不動産の譲渡収入に係るものが72億円と最も多額となっている。民間等出資の払戻しを予定している法人は1法人で、24年度以降、出資者に対し催告を行い、請求のあった者に出資比率に応じた払戻しを行うこととしている（69ページ参照）。

イ 固定資産売却損等の状況

固定資産売却損の会計処理については、23年6月に独立行政法人会計基準Q&Aが改訂される前は、譲渡した資産が特定の資産であり、その譲渡収入により代替資産を取得することが予定されない場合は、損益計算書に固定資産売却損を計上するこ

ととされていた。したがって、特定の資産の売却に際して固定資産売却損を計上している場合には、当該固定資産売却損を計上することにより法人内部に資金が留保される一方、法人において、当該資金等を元に、代替資産を取得することが予定されていなかったと考えられる。そこで、23年度末までに、附則第3条により、政府出資等に係る不要財産の譲渡に相当するものとして譲渡収入を国庫納付していた法人のうち、1000万円以上の譲渡差額を損益計算書に固定資産売却損等として計上している法人について検査したところ、4法人において、個別法に基づく中期目標期間の終了後の国庫納付がされず、法人内部に資金が留保されている状況となっていた（69～73ページ参照）。

2 所見

独立行政法人は、その行う事務及び事業が確実に実施されることが必要であり、そのための財産的基礎を有しなければならないとされている。さらに、毎年度、政府から運営費交付金を始めとする多額の財政支出が充てられているが、現下の財政事情が極めて厳しい状況にあることに鑑みると、各法人は、必要最小限の財務基盤で効率的な業務運営を行うことが求められている。

このような中で、各法人は、合理化計画や基本方針等に基づき、その保有資産の見直しに取り組んでいるところである。

しかし、今回の検査で、独立行政法人の不要財産の認定等について更なる改善が求められる事態や、今後引き続き留意しなければならない状況が見受けられた。

したがって、各法人においては、合理化計画、基本方針等に基づく取組を引き続き進めるとともに、22年の通則法の改正の趣旨に鑑み、次の点に留意し、効率的な業務運営が担保されるよう、不断の見直しを実施していくことが重要である。

(1) 政府出資及び保有資産の状況

ア 法人が保有する土地及び建物の状況

合理化計画において、各独立行政法人は、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行うこととされている。については、有効に利用されていない土地及び建物については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、各法人において、その取扱いを検討し、具体的な利用の計画がないなど将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、当該土地及び建物について速やかに不要財産と認定

するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行う。

また、土地の全体でなく、その一部が有効に利用されていない場合であっても、当該部分の保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付や譲渡収入の納付を検討する。

イ 法人が保有する宿舍の入居の状況

「独立行政法人の職員宿舍の見直し計画」等においては、独立行政法人の宿舍については、その必要性を厳しく見直す必要があるなどとされている。法人が保有する宿舍については、23年度末で1年以上にわたり入居者がいないものや、23年4月から24年3月までの12か月間の入居率が50%未満となっているものが見受けられた。これらの宿舍については、全てが直ちに売却等が可能なものではないが、宿舍の必要性の見直しに際しては、こうした利用状況も勘案した上で各法人においてそれらの廃止や集約等その取扱いを検討し、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、当該宿舍について速やかに不要財産と認定するなどして現物納付、譲渡収入の納付等を行う。

また、事業所の敷地内の宿舍についても、その保有の必要性について不断に見直しを実施し、今後の利用見込みがなく、当該部分が公道に面しているなどの場合には、現物納付や譲渡収入の納付を検討する。

ウ 法人が保有する福利厚生施設の稼働状況等

前記のとおり、基本方針において、独立行政法人が保有する施設等については、当該法人が保有する必要性があるかなどについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行うこととされている。今回、法人が保有する福利厚生施設の保有状況等についてみたところ、体育施設及び会合施設の利用状況の確認ができないとする法人が見受けられたが、基本方針を踏まえると、これらの施設を保有する場合には、その必要性を厳しく検証することなどが求められることから、利用状況を把握するなど不断の見直しのための体制を整備する。そして、それにより得られる稼働率、自法人以外の者の利用状況等も踏まえ、福利厚生施設の保有の必要性を検討する。

エ 現金預金の保有状況

現金預金について、保有状況等を踏まえた結果、将来にわたり業務を確実に実施

する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。また、通則法では、不要財産であって、政府出資等に係るものが国庫納付の対象となっているため、不要財産に係る国庫納付の検討を行う前提として、保有資産の取得財源を明らかにできるような管理を行う。

オ 政府出資等に係る有価証券（債券）の保有状況

法人の中に、多くのリスクを有する仕組債等を保有している法人が見受けられたことを踏まえ、各法人は、資金の運用に当たっては、リスクについて適切に評価することができる体制を確立するとともに、金融資産の購入や処分等の条件を明確に整理して規程化するなどして、当該リスクを十分に認識した資金運用・管理の方針を明確にする。そして、これらの体制及び方針に基づき、購入しようとする金融資産が通則法第3条、第29条、第30条、第35条等を踏まえて行われる独立行政法人の事務、事業と整合するものであるかどうかについて慎重に検討した上で、資金運用に係る意思決定を適切に行い、検討結果についての説明責任をより一層果たしていく。

カ 関係会社株式等の保有状況

関係会社株式等については、保有資産の有効活用を図る観点から、実質価額が取得価額を超過している株式については、配当金の受取の可能性等について整理するとともに、出資先において余裕資金を一時的に運用する場合等には、出資者として、出資先において当初の出資目的に沿って資金が使用されていることに加えて、安全性と流動性に沿った出資資金の運用が行われているかを継続してチェックする。

(2) 不要財産の認定の状況

ア 法人において行った不要財産の認定の状況

国庫納付された不要財産のほとんどが、合理化計画及び基本方針で政府から指摘を受けたものであり、これに比べて法人が独自に認定した不要財産は少額にとどまっている。各法人では、政府から指摘を受けた資産については着実に国庫納付を実施していくことに加え、22年の通則法の改正の趣旨に鑑み、また、基本方針で、幅広い資産を対象に自主的な見直しを不断に行うとされていることなどを踏まえ、今後、より一層保有資産の見直しを自主的、積極的に行っていく。

イ 政府出資等に係る資産の売却等によって得られた収入に係る不要財産の認定の状況

政府出資等に係る資産の売却収入、敷金等の返戻金及び清算分配金等による収入

の国庫納付を予定している法人については、遅滞なく国庫納付手続を進めるとともに、経費等に充当することを予定している法人については、これらの収入が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなった資産に該当することとなった場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。

(3) 不要財産の処分の状況

ア 不動産及び動産等の処分の状況

不動産及び動産等の譲渡に際しては、状況に応じた適切な契約方法を選択するとともに、不動産の処分に際して仲介業者を使用する場合が見受けられることも踏まえ、仲介業者との契約手続等についても適切に行う。

イ 有価証券の処分の状況

有価証券の譲渡に際しては、入札や引き合いを実施するなどして、譲渡取引に係る競争性を確保する。

(4) 国庫納付の状況

ア 国庫納付等の状況

通則法では、政府出資等に係る不要財産については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて国庫納付することとしており、その際の方法としては、同法第46条の2第1項に基づく現物納付と同法第46条の2第2項等に基づく譲渡収入の納付とがあるが、納付方法により、簿価超過額が生じた場合に当該金額が国庫納付されずに中期目標期間の終了時まで法人内部に留保されることがあることにも留意して、国庫納付の方法について検討する。

イ 固定資産売却損等の状況

特定の資産を売却するなどした場合に、関連して計上した固定資産売却損等のキャッシュ・フローを伴わない費用により、当該費用計上額と同額で現金の裏付けのある収益が相殺され、積立金として整理されず、法人内部に現金預金等として留保される場合があることに留意して、こうした留保された資金についても、将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がないと認められる場合は、速やかに不要財産と認定して国庫納付等の措置を講ずる。

以上のとおり報告する。

会計検査院としては、独立行政法人が必要最小限の財務基盤で効率的な業務運営を行う

ことが求められていることを踏まえて、独立行政法人における不要財産の認定等の状況について、今後とも多角的な観点から引き続き検査していくこととする。